

令第1号物件 立看板

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国又は地方公共団体が主催、共催又は後援(以下「主催等」という。)する催物に係る交通規制及び交通誘導の周知のため、一時的に設置する場合。
- 2 交通規制及び交通誘導の周知のため、国又は地方公共団体並びにその他これらに準ずる団体が十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、一時的に設置する場合。
- 3 設置期間は、催物の期間中とする。ただし、必要と認められるときは、催物の開催の概ね1ヶ月前から、催物の終了後、概ね1週間が経過した日まで設置を認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 地面に接する部分の位置は、原則として道路余地、法敷又は路肩とする。歩道等に設置することは歩行者等の通行に支障を及ぼすため、極力抑制すること。
- 3 次の工作物、物件及び施設には添加及び設置を認めない。
 - (1) 橋りょう、隧道、地下道、高架構造物(歩道橋を含む)及び分離帯
 - (2) 街路樹、信号機、道路標識、防護柵及び照明灯
 - (3) 消火栓、火災報知機、郵便差出箱(郵便ポスト)、公衆電話所(電話ボックス)、変圧塔及びこれらに類する物件
- 4 前項の規定に関わらず、次の場合に限り、立看板の添加及び設置を認めることができる。
 - (1) 橋りょう、地下道、高架構造物(歩道橋を含む)、街路樹、防護柵、照明灯については、国又は地方公共団体が主催等する催物の交通誘導のために一時的に設ける立看板で、催物の規模、現地の状況等から安全管理上設置が不可欠と考えられる場合
 - (2) 信号機、道路標識については、前号の条件を満たす立看板で、所管警察署が設置を認めた場合
- 5 次の箇所から5.0メートル以内は原則として設置を認めない。

横断歩道、橋りょう、隧道、踏切、信号機、道路標識、火災報知器、消火栓及びバス停留所
- 6 前項の箇所のうち、橋りょうについては、第4項第1号の条件を満たす立看板について、それらの箇所から5.0メートル以内の設置を認めることができる。

(構造)

- 1 大きさは、縦2.0メートル以下、横1.0メートル以下とする。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐えうる堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽及び汚損等により、美観を損なわず、かつ通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。

- 3 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 4 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 5 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。
- 6 (位置)の第4項及び第6項に該当するものについては、上記に加え、材質は軽量なものとし、大きさは縦2.0メートル、横1.0メートル以下で必要最小限の大きさになるよう努めること。また、取付けにあたっては、針金等設置を行う構造物等を傷つけるようなものを使用してはならない。

令第1号物件

突出看板，野立て看板

(定義)

- 1 「突出看板」とは，建物，塀等の建築物に添加する看板をいう。
- 2 「野立て看板」とは，建柱して看板を取り付けたものをいう。

(方針)

- 1 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものにより認めることができる。
- 2 突出看板は，営業又は事業を行う者が，自己の営業所又は事業所に添加する自己の店名，屋号，商標，自ら販売製作する商品名又は自己の営業，事業の内容を表示するもの，ないしは駐車場への誘導を表示するものにより認めることができる。
- 3 野立て看板は，次の場合に限り認めることができる。
 - (1) 道路交通の安全，道路の美化推進等道路管理上有益と認められるもので，国，地方公共団体又は道路交通の安全，道路の美化推進等の趣旨を目的とする団体が設置するもの。
 - (2) 事業所又は営業所等の敷地内に建柱するもので，看板の表示が第1項の内容であるもの。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

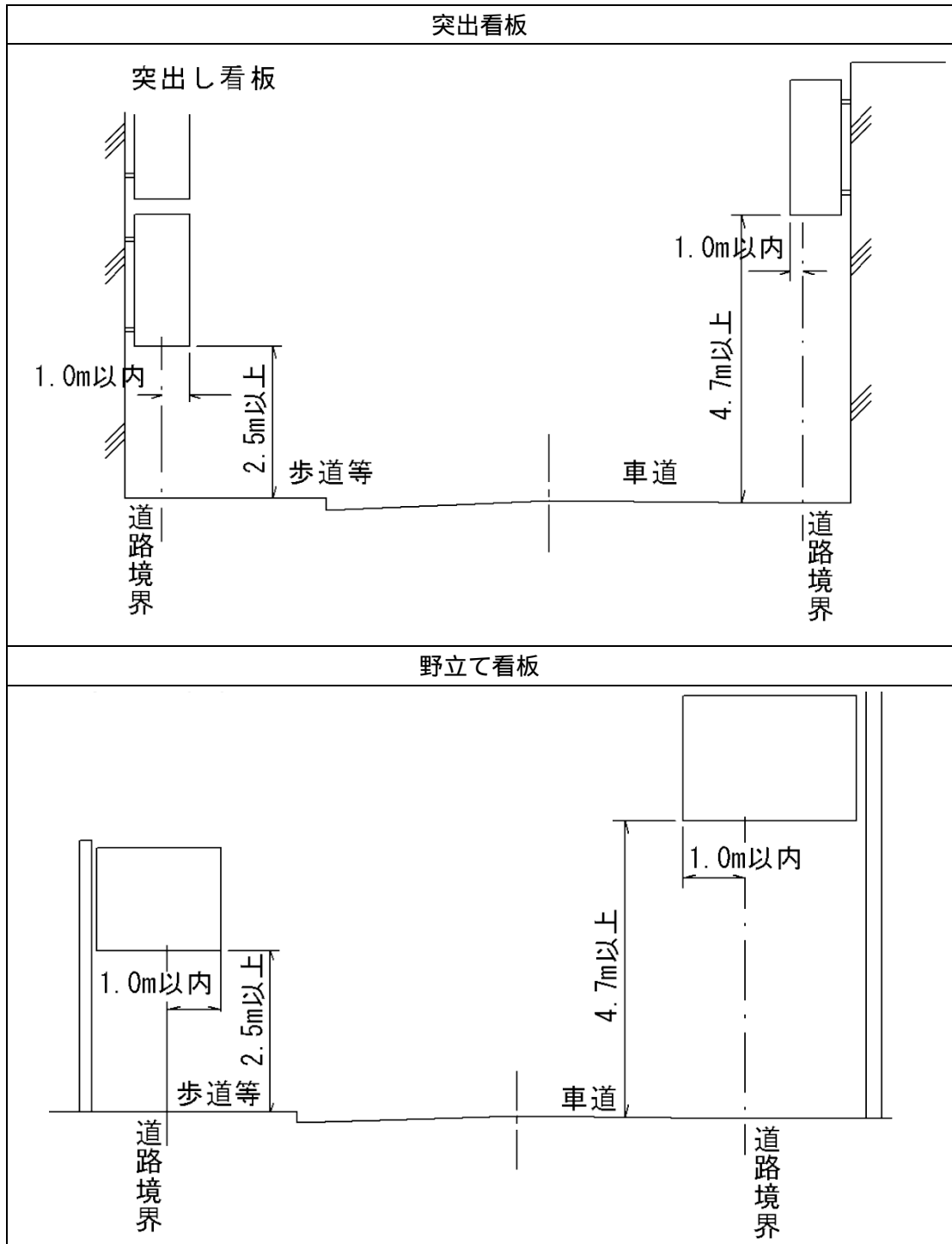
(構造)

- 1 設置個数は，1営業所(敷地を含む。)等につき2個以内(国又は地方公共団体が設置するものもしくは切手の販売を表示する0.5平方メートル以下のものは除く。)とする。ただし，貸ビルにおいて，その賃借人が自ら設置する場合又はその所有者が賃借人のために設置する場合には，最終利用形態から判断して1賃借人につき1個を限度に看板の設置を認めることができる。
- 2 看板の最下端は，路面から4.7メートル以上とする。ただし，歩道等においては，2.5メートル以上とすることができる。
- 3 路面への突き出し幅は，1.0メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損などにより美観を損なわず，かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 電光式，動光式，反射式，外照式(当該看板の看板面に設置し，看板面のみ照明があたるものは除く。)は認めない。
- 6 内照式であって，半透明の看板面を使用するものは認める。
- 7 回転式等看板が動くもの，信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，風致を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとする。

(その他)

- 貸ビル所有者が表示内容について白地で申請する場合にあたっては，表示内容が賃借人の自家用看板に限る旨，及び表示内容が決定，変更した場合にはその都度速やかに変更申請をする旨の誓約書を提出させることとする。

(図)



令第1号物件

電（話）柱又は消火栓標識の巻付看板，添加看板

（方針）

次の場合に限り認めることができる。

- 1 電（話）柱の管理者又は消防機関から添加の承認を得た看板であること。
- 2 添加看板又は巻付看板で1柱につき1個までのもの。ただし、巻付看板については、1個を2面として取り付けることができる。
- 3 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないもの。

（位置）

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 次の場所には設置を認めない。
 - (1) 自動車専用道路。ただし、道路の区域内に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所の業務のために設ける必要最低限の看板については、この限りでない。
 - (2) 今後改築済となる道路の区間（舗装工事又は局部改良等小規模のものを除く。）
 - (3) 次に掲げる物件，工作物，場所
 - ア 橋，トンネル，高架構造（横断歩道橋を含む。）及び分離帯
 - イ 街路樹，信号機，道路標識，防護柵，駒止めの類及び距離標の類
 - ウ 消火栓，火災報知機，郵便ポスト，電話ボックス，変圧塔及びこれらに類する物件
 - エ 道路が交差し，又は連結する場所，横断歩道並びに踏切道
 - オ 車輛等が徐行する必要がある曲がり角（交差点を除く。）及び勾配の急な坂
 - カ 橋（長さ20メートル以下のものを除く。）及びトンネルの前後それぞれ10メートルの区域内，警戒標識，規制標識（駐車禁止，駐停車禁止の標識を除く。）及び横断歩道の指示標識の前後それぞれ10メートルの区域内並びに信号機の前後それぞれ20メートルの区域内
 - キ 車道幅5.5メートル以上の道路が交差若しくは連結している交差点又は連結点，横断歩道及び踏切道の前後それぞれ10メートルの区域内
 - ク その他道路管理上特に支障を及ぼすと考えられる場所

（構造）

- 1 各看板の大きさは次の通りとする。

電（話）柱の巻付看板	1.0平方メートル以下
電（話）柱の添加看板	縦1.2メートル以下，横0.5メートル以下
消火栓の添加看板	縦0.4メートル以下，横0.8メートル以下
- 2 巻付看板相互間及び添加看板相互間の距離は，道路1側につき20.0メートル以上とし，添加位置，形状を統一する。
- 3 巻付看板の添加位置は，路面から1.2メートル以上，3.0メートル以下とする。
- 4 添加看板の下端は，路面から4.7メートル以上とする。ただし，歩道においては2.5メートル以上とすることができる。
- 5 添加看板の突出し幅は，0.45メートル以下とし，突出し方向は民地側を原則とするこ

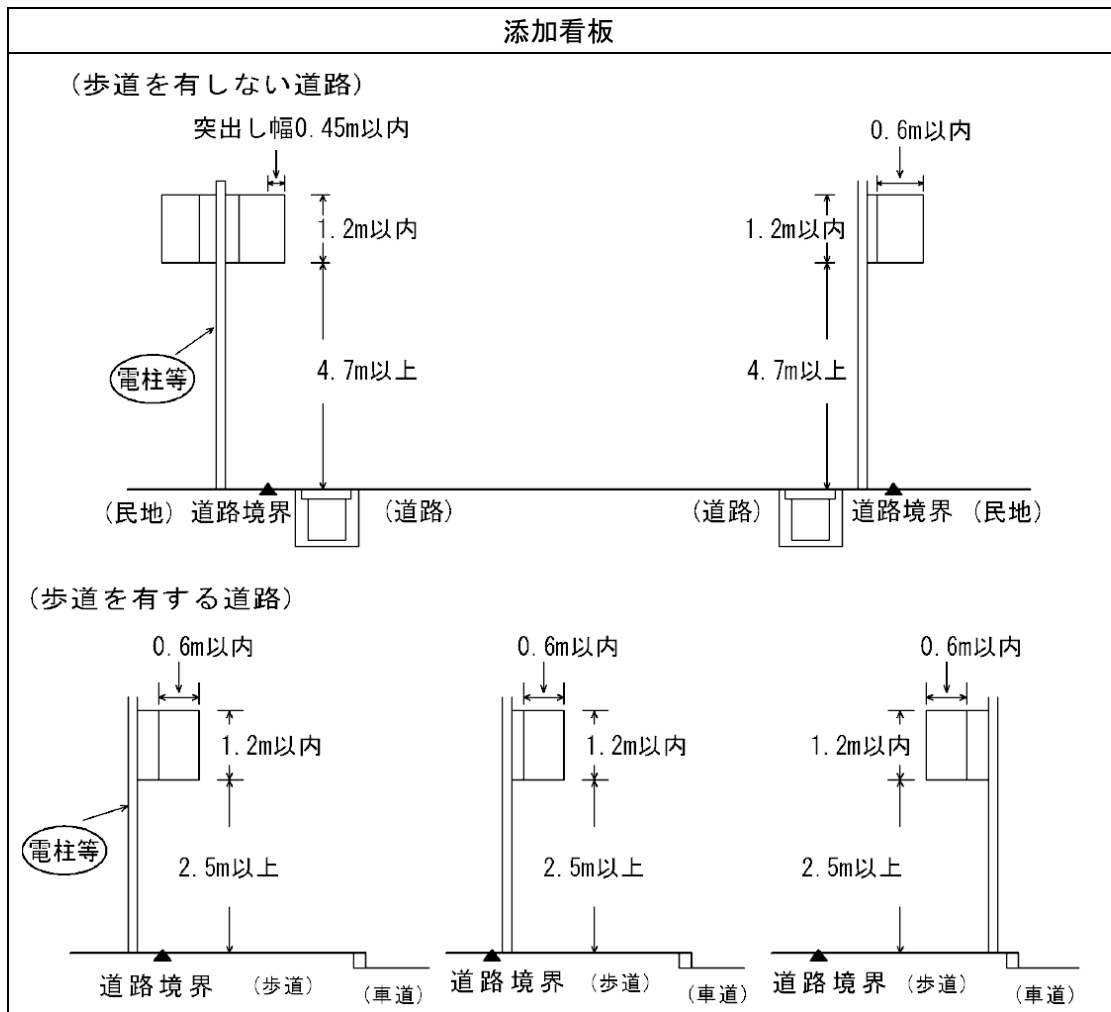
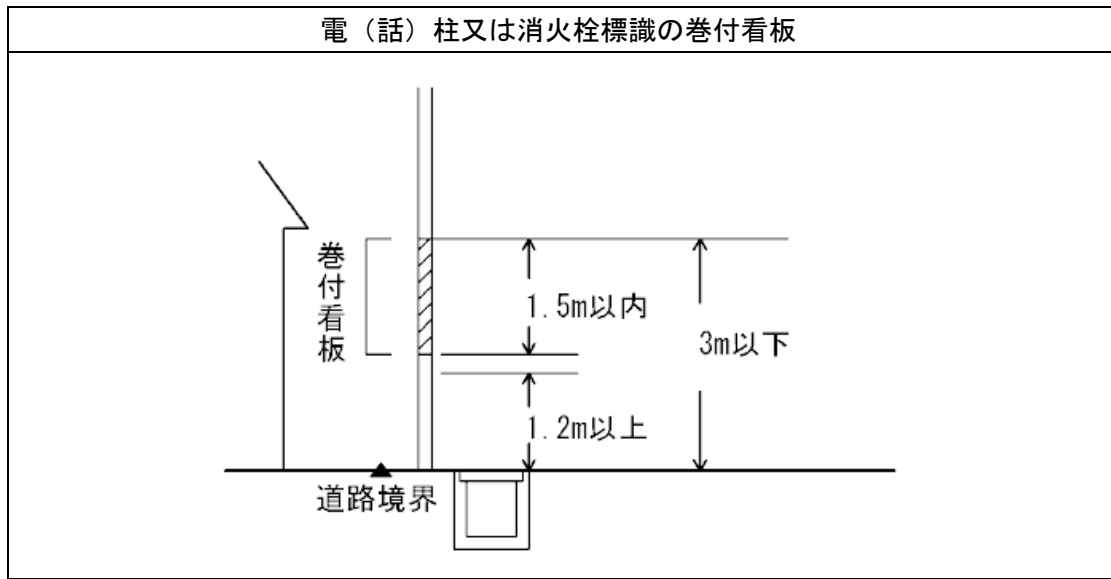
と。ただし，歩道においては，0.6メートル以下とすることができる。

- 6 信号機が設置されている電（話）柱には添加を認めない。
- 7 落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 8 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 9 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，風致を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとし，看板の地色は原則として白又は淡色とする。
- 10 電光式，動光式，反射式，外照式及び内照式は認めない。

（その他）

- 1 道路占用許可申請にあたっては，電（話）柱の管理者又は消防機関の同意を得ておかななくてはならない。

(図)



令第1号物件

公共掲示板，町内案内図板，地域案内図板

(方針)

各地方公共団体が定める屋外外広告物に関する条例に抵触しないものであって，国，地方公共団体，自治会，商店会その他これに準ずる団体が，広報その他の公共的目的のために設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 歩道等を有する道路においては，歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とし，歩行者等に支障を及ぼさない位置とする。
- 3 歩道等を有しない道路においては，法敷，道路余地に設ける。
- 4 掲示板は，道路の方向と平行に設けるものとする。
- 5 次の箇所から5.0メートル以内は，原則として認めない。
横断歩道，橋りょう，隧道，踏切，信号機，道路標識，火災報知器，消火栓及びバス停留所
- 6 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には，第1項から第3項までは適用しない。

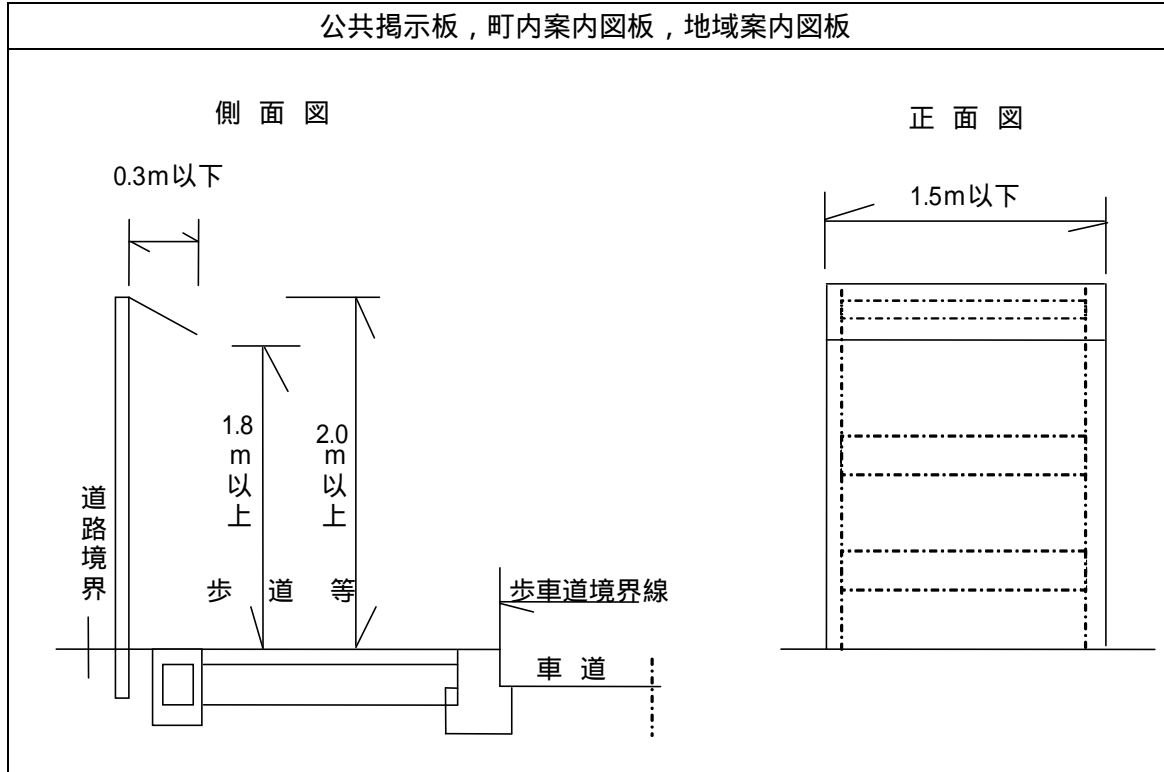
(構造)

- 1 高さは2.0メートル以下，長さは1.5メートル以下とする。ただし，掲示板又は案内図板の上に，その存在を知らせる旗状の補助標識を設置する場合は，補助標識に係る分として別途0.8メートルの高さを加えることができる。
- 2 ひさし，手すり及び補助標識を設ける場合は，その出幅は0.3メートル以下とする。
- 3 ひさしの最下部と路面との距離は，原則として1.8メートル以上とする。
- 4 支柱は埋込式とし，相当強度の風雨，地震等に耐える堅固なもので，倒壊，落下，はく離，老朽，汚損等により，美観を損なわず，かつ通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物に該当する場合を除き，広告の添加，塗布は認めない。
- 6 掲示板には管理者名を表示するものとし，その大きさは管理者を判別できる程度で極力小さいものとする。
- 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，夫婦を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとする。
- 9 地上変圧器又は流量計ボックスの側面に公共掲示板を添加する場合には，第1項から第4項までは適用しない。

(その他)

- 1 維持管理については，管理規程等を徴し，その管理に万全を期するものとする。

(図)



令第1号物件

緊急自動車出動看板

(方針)

道路交通法施行令第13条に定める緊急自動車の出動にあたって通行車両や歩行者に注意を喚起し、安全を確保するために設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 支柱は原則として道路敷地外に設けるものとする。
- 3 やむを得ず道路敷地内に設ける場合には法敷、道路余地又は路端に設置するものとする。ただし、歩車道の区別にある道路にあつては歩道等内の車道寄りに、植栽帯等を有する歩道にあつては植栽帯等の内に設けることができる。この場合、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設置し、かつ、歩行者等に支障のない位置とする。また、植栽帯内に設置する場合にあつては、植樹間に空地がある等既植の樹木に影響を与えない場合に限るものとする。
- 4 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 出動看板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
- 2 道路敷地外に建柱した看板の突き出し幅は、1.0メートル以下とし、道路上に建柱する場合の突き出し幅は1.7メートル以下とする。
- 3 看板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 出動看板には、点滅灯及びスピーカー（以下「点滅灯等」という。）を設置することができるものとし、点滅灯等の落下、又は点滅灯等の設置に起因する看板の落下等により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないものとする。

令第1号物件

バス停留所上屋の添加広告看板

(方針)

次の場合に限り認めることができる。

- 1 バス利用者の日常生活における利便性の向上，高齢者及び身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図る観点から，バス停留所に設置される上屋（以下「上屋」という。）もしくは上屋に付随して設けられるバス利用者向けのロケーションシステム，ベンチなどバス利用者の利便に著しく寄与する工作物又は物件（以下「ロケーションシステム等」という。）の整備又は維持管理を行うために，上屋に設置した広告物（以下「添加広告板」という。）の広告料を充当する場合。
- 2 上屋の占用許可を受けている者又は受けようとする者（以下「上屋管理者」という。）と添加広告板を用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）が異なる場合においては，前項に加え，次に掲げる事項の合意がある場合。
 - (1) 上屋を使用する権利は，当該上屋の設置時における費用負担関係を問わず，上屋管理者であるバス事業者が有すること。
 - (2) 添加広告板を用いた広告事業により広告事業者が得る収入が，上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されること。
 - (3) 上屋及び添加広告板の設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは，それぞれの占有者である上屋管理者又は広告事業者が，その支障の原因関係に応じて道路管理者に責任を負うこと。また，この場合における各事業者と道路管理者との間及び両事業者の相互間の連絡通報関係並びに各事業者における責任の所在が明確であること。
 - (4) 道路管理者が上屋管理者に対し，監督処分等により上屋の移設，撤去等を命ずる場合には，当該上屋及びこれに設置される添加広告板の所有権を有する広告事業者においても，添加広告板の移設，撤去等を含めてこれに応じる用意があること。
 - (5) 上屋の占用を廃止するときは，当該上屋に設置されている添加広告板も占用を廃止すること。
 - (6) 添加広告板の占用を廃止する場合における，上屋の存置の可否及び権利関係について，上屋管理者と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

(位置及び構造等)

- 1 添加広告板の設置場所は，上屋の壁面（添加広告板が壁面の効用を兼ねる場合は，壁面に相当する位置を含む。以下同じ。）のうち，次に掲げる部分とする。ただし，駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は，この限りでない。
 - (1) 車道側に壁面がある上屋の場合
 - ・車道から上屋に正対して正面の壁面の内側並びに右側の壁面の外側及び内側
 - (2) 民地側に壁面がある上屋の場合
 - ・車道から上屋に正対して正面の壁面の内側及び外側並びに右側の壁面の外側
 - (3) 車道側に壁面がある上屋の場合で，車道から上屋に正対して右側に壁面を設けると

- 歩道等の有効幅員を確保できない等により第1号によることが適当でない場合
- ・車道側の開口部と添加広告板との間の壁面を透明にするなどして安全を確保するとともに、次項による安全策が十分に講じられるときには、車道から上屋に正対して正面の壁面の外側に添加広告板の設置を認めることができる。
- 2 添加広告板により生ずる死角から車道への飛び出し事故や自転車等とバス乗降客との出会い頭の接触事故を防止するための安全策が十分講じられるものであること。
特に、添加広告板の最下部と路面との間に適当な間隔を確保すること。ただし、防護柵等の設置その他の手段により十分な安全策が講じられているものと認められる場合は、この限りでない。
 - 3 添加広告板の幅及び高さは、上屋の幅及び高さの範囲内であること。
 - 4 添加広告板の材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
 - 5 上屋と添加広告板とは一体的な構造とすること。ただし、既設の上屋に添加広告板を設置する場合において、一体的な構造とすることが技術的に困難であるときは、倒壊、落下、はく離等のおそれがなく、かつ添加広告板に実質的に上屋の壁面としての機能が認められる構造である場合には、この限りでない。
 - 6 添加広告板の構造又は機能は、歩行者等が注視することで著しく路上に滞留し又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通の支障を生じさせるおそれのないものであること。
なお、周囲の環境との調和を著しく損なうおそれがない場合には、内照式とすることができる。
 - 7 添加広告板の構造は、広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないものであること。
 - 8 添加広告板を用いて掲示する広告物の表示面積は、1面につき2.0㎡以内であること。
なお、添加広告板の枠部分等への広告事業者等の名称、企業ロゴ等の表示については、破損時における通報先等当該添加広告板等の管理上やむを得ないもの並びに広告料収入が上屋又はロケーションシステム等の整備又は維持管理に要する費用に充当されている旨表示するものを除き、当該文字等の部分を表示面積に含めるものとする。
 - 9 広告物の掲示面は、表裏2面に表示する場合を含めて、全体で2面以内であること。
ただし、3面以上の掲示面を設けても車両又は歩行者の通行の状況等により、当該広告物が、運転者に対する直接の訴求の対象とならないことが明らかであると認められる場合には、この限りでない。
 - 10 添加広告板を用いて掲示する広告物は、次によること。
 - (1) 広告物は、明らかに運転者に対し訴求するものではないこと。ただし、駅前広場等の島式乗降場に設置される上屋に添加広告板を設置する場合は、この限りでない。
 - (2) 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - (3) 広告物は、反射材料式でないこと。
 - (4) 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものではないこと。
 - (5) 広告物は、各地方公共団体の定める屋外広告物に関する条例の許可を受けたもので

あること。

(その他)

- 1 添加広告板は、広告事業者が新規の占有許可申請を行うものとする。この場合の広告事業者には、上屋管理者が自ら添加広告板を用いて広告事業を行う場合における上屋管理者も含まれる。

なお、上屋に設置される壁面のうち、その全面又は大部分が広告板として使用される構造であるものについては添加広告板として取り扱うものとする。

- 2 上屋の設置と同時に添加広告板を設置する場合の添加広告板の占有許可申請は、上屋の占有許可申請と同時に行わせること。

なお、添加広告板を設置することを主たる目的として上屋を設置することは本取扱いの趣旨とするところではなく、添加広告板の設置とあわせて上屋の占有がなされる場合には、当該上屋の占有の目的、必要性等を十分に確認すること。

- 3 添加広告板の占有許可の申請に際しては、添加広告板を設置する上屋の管理体制及び管理の方法等を定めた管理規定等（上屋の占有許可に際し、既に管理規定等を徴している場合を除く。）並びに（方針）第2項に掲げる事項の合意を確認できる書類（上屋及び添加広告板の設置、管理及び運用等に係る当事者間の契約書等）を添付させること。

- 4 添加広告板の占有許可をする際には、一般的な条件のほか、次の条件を附すること。

- (1) 占有許可申請に添付した管理規定及び契約書等に定める事項のうち、道路管理に影響を及ぼす内容又は事故時における連絡通報関係の変更をしようとするときは、道路管理者に届け出ること。

- 5 上屋等整備・管理計画の提出等について

- (1) 地域において既設の上屋を含む相当数の上屋に添加広告板が設置されることが見込まれるなど、占有許可手続きを円滑に行うために必要と認められる場合には、添加広告板を設置しようとする上屋の設置場所及び添加広告板の設置場所並びにその構造並びに広告料収入の充当先（広告料収入をその整備又は維持管理に必要な費用に充当しようとする物件の種別、設置場所、構造及び設置時期等）等を定めた全体的な計画（以下「上屋等整備・管理計画」という。）を上屋管理者から提出させるとともに、関係する道路管理者、警察署長、地方公共団体の屋外広告物担当部署及び景観行政団体の景観担当部署等による連絡協議会を開催し、上屋管理者から説明を求めるなどして、当該計画に関する各機関の調整を図るものとする。

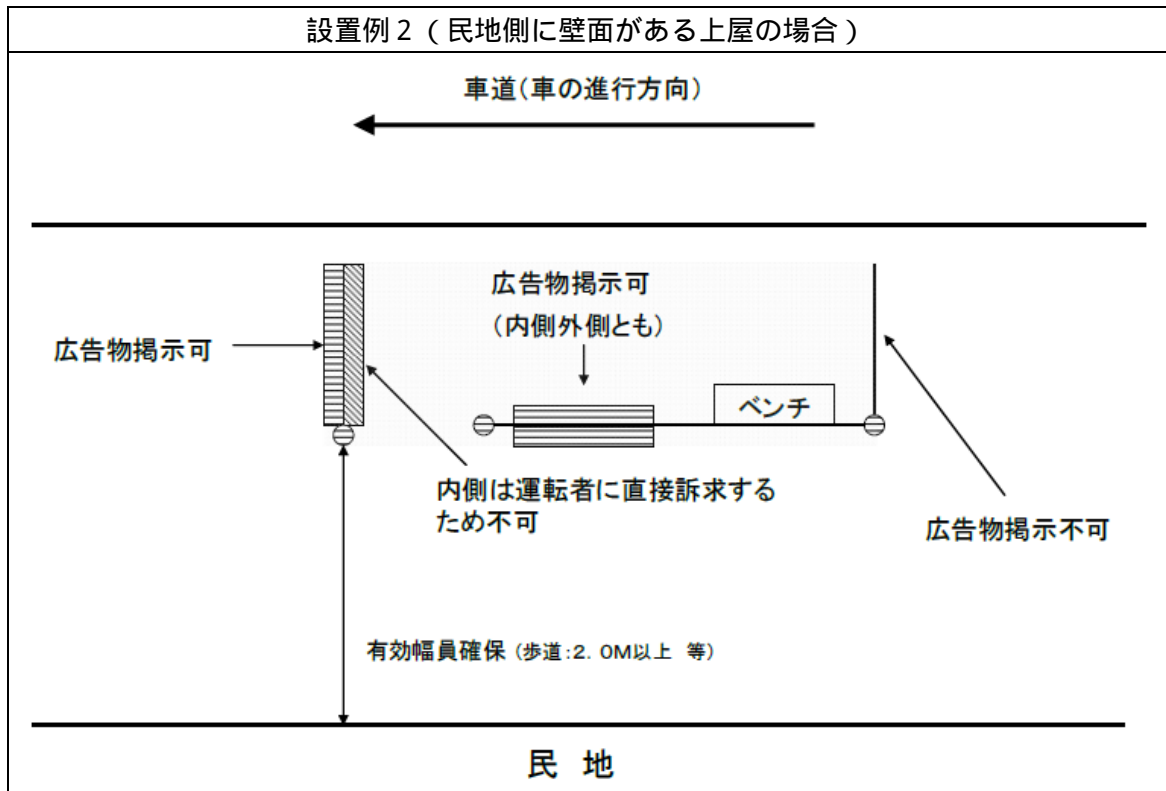
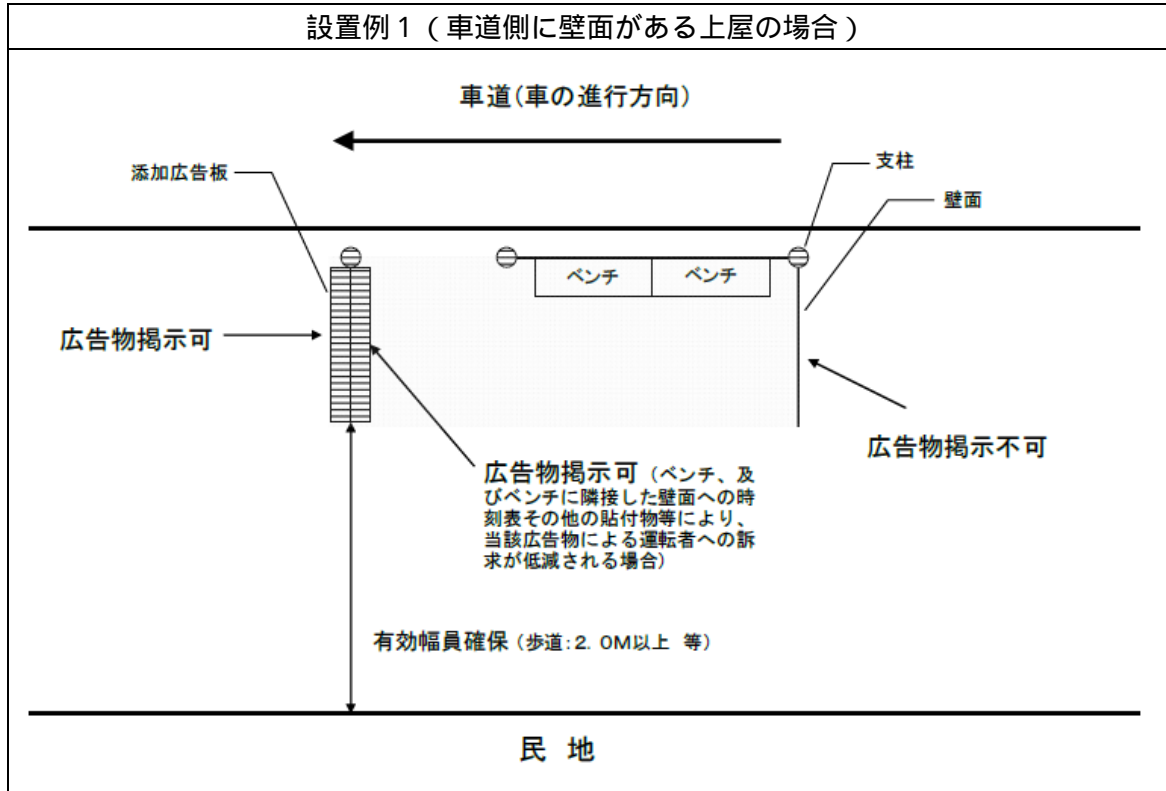
- (2) 当該計画を変更しようとする場合の手続きは、前号の手続きに準じるものとする。ただし、連絡協議会において当該計画の変更時の取扱いを定めている場合はこの限りでない。

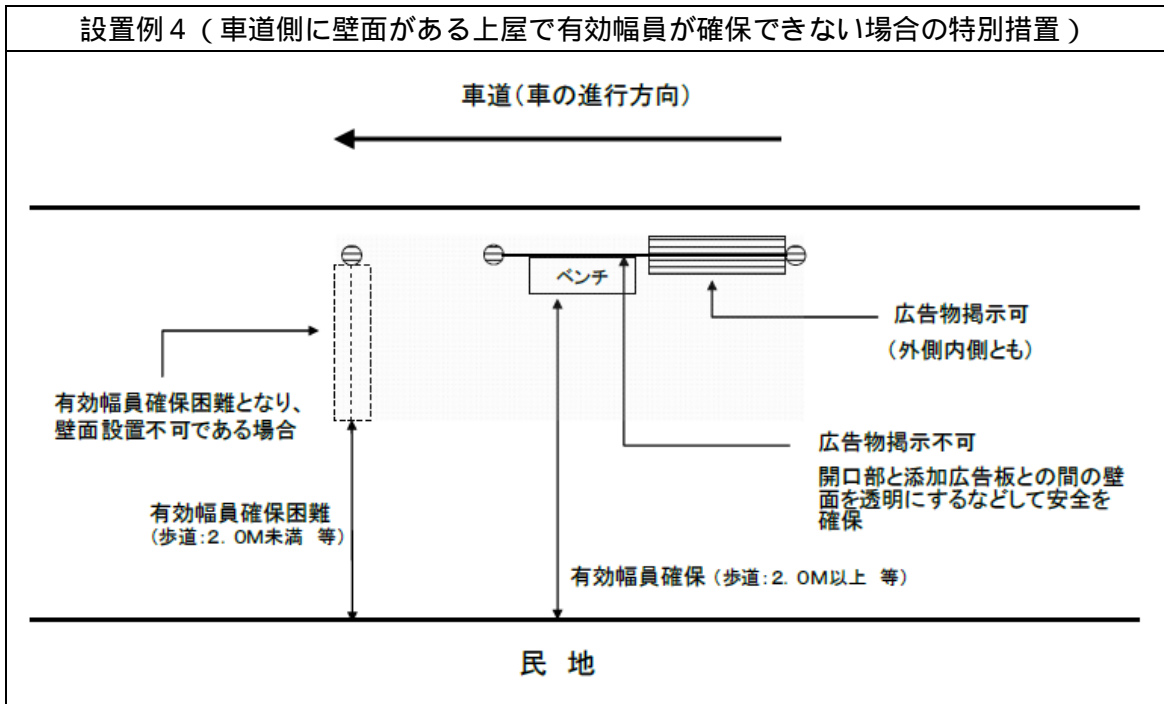
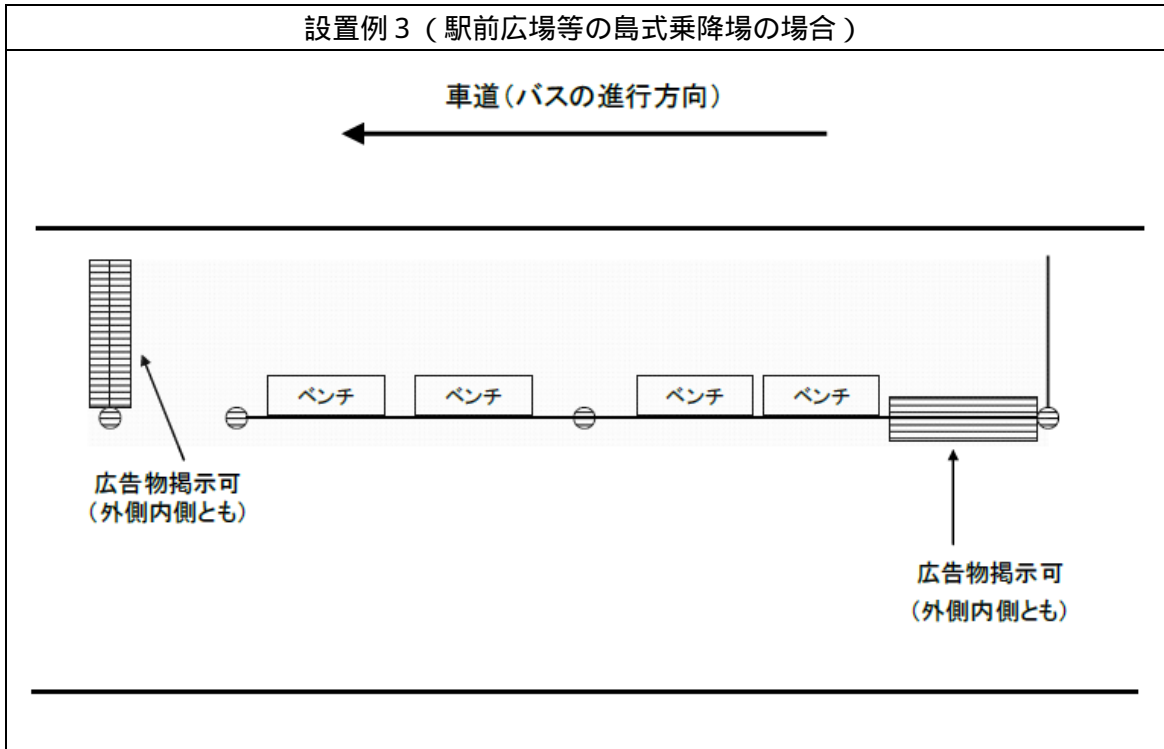
- (3) 上屋等整備・管理計画を提出している場合には、上屋管理者及び広告事業者は、当該計画に沿って占有許可申請を行うものとする。

(参考通達)

- 1 平成20年3月25日国道利第26号「バス停留所に設置される上屋に対する広告物の添加に係る道路占有の取扱いについて」(最近改正 平成26年4月10日国道利第2号)

(図)





令第1号物件

広域避難場所誘導案内標識・海拔表示標識

(方針)

国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として道路余地又は法敷に設置すること。ただし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置を認めるが、その場合、歩車道等境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とすること。
- 3 信号機もしくは道路標識の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 各標識の表示は、「災害種別避難誘導標識システム(JIS Z9098)」に適合しているものであること。
- 2 広域避難場所誘導案内標識相互間及び海拔表示標識相互間の距離は、道路1側につき20.0メートル以上とし、添加位置は可能な限り統一する。
- 3 信号機、道路標識及び道路照明灯が設置されている柱には添加を認めない。
- 4 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損なわず、かつ通行に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 標識を、別途占用許可を受けた他の管理者の電(話)柱等に添架する場合には、当該柱の管理者の同意を得ておかななければならない。
- 2 巻付看板による場合には、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

令第1号物件
スクールゾーン標識

(方針)

スクールゾーンに設定された区域及びその付近に、国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として道路余地又は法敷に設置すること。ただし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置を認めるが、その場合、歩車道等境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とすること。
- 3 信号機もしくは道路標識の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、路面から1.8メートル以上とすること。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすること。
- 2 標識の規格は、標識令の規定を準用すること。
- 3 スクールゾーン標識相互間の距離は、道路1側につき20.0メートル以上とし、添加位置は可能な限り統一する。
- 4 信号機、道路標識及び道路照明灯が設置されている柱には添加を認めない。
- 5 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。
- 6 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 7 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 8 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 標識を、別途占用許可を受けた他の管理者の電(話)柱等に添架する場合には、当該柱の管理者の同意を得ておかなければならない。
- 2 巻付看板による場合には、1柱につき1個に限るものとする。ただし、1個を2面として取り付けることができる。

令第1号物件
消防水利標識

(方針)

消防機関(庁,局,本部,署,団)が設置するものに限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 原則として道路余地又は法敷に設置すること。ただし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置を認めるが、その場合、歩車道等境界より0.25メートル以上歩道側へ離れた位置で、歩行者等に支障を及ぼさない位置とすること。
- 3 歩道を有しない道路においては、路端もしくは法敷に限り設置を認めることができる。
- 4 消火栓から消火栓標識までの距離は、概ね5.0メートル以内とすること。
- 5 信号機もしくは道路標識の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 標識の規格は、消防法(昭和23年法律第186号)第21条第2項で定めるものとする。
- 2 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とすること。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 3 標識の突き出し方向は、歩道幅員が3.0メートル以上の場合は民地側とし、歩道幅員が3.0メートル未満の場合は、車道中央側とすること。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。

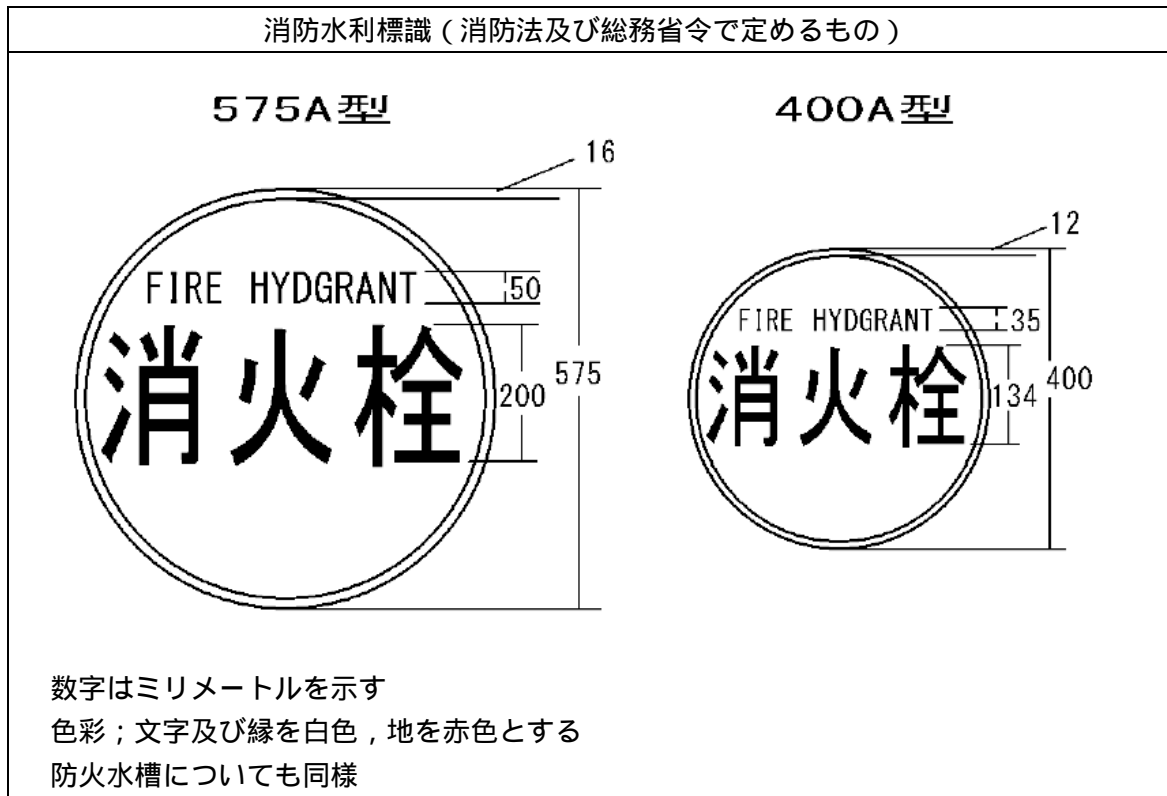
(その他)

- 1 標識に添加看板を設置する場合の基準は、添架看板による基準によるもののほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 標識への取付け位置は標識板の下部とし、突出し方向は標識と同一方向とする。
 - (2) 添架看板の大きさは、縦0.4メートル以内、横0.8メートル以内とする。
 - (3) 添架数量は、標識1柱につき1個(両面使用)に限るものとする。
- 2 道路管理上支障が生じた場合は、占有者が無償において移設することを条件とすること。

(参考通達)

- 1 昭和45年10月9日建設省消道政発第31号「消防水利の統一標識について」
- 2 昭和46年5月26日道維第289号「消火栓標識の占用許可について」

(図)



令第1号物件

地下鉄出入口案内標識

(方針)

地下に鉄道駅を設ける鉄道事業者が設置するもので、その利用者の利便を図るため、やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 地下駅の出入口が民地に存する場合及び小路に面して存する場合で、その利用者が出入口を認識しにくい場合に限る。
- 2 地下駅の出入口に面する道路に歩道がある場合は、当該歩道の車道寄りに設置するものとする。ただし、当該歩道上に他の占用物件等がある場合、又は地下駅の出入口が建築物内にある場合で特に認識しがたいものにあつては、当該出入口の構造物にも添加できるものとする。
- 3 地下駅の出入口に面する道路に歩道がない場合は、当該出入口の構造物に添加するものとする。
- 4 地下鉄の出入口が小路に面している場合は、第1項及び第2項によるほか、当該小路と連絡する幹線道路の交差部周辺の歩道の車道寄りに設置するものとする。

(構造)

- 1 歩道上に設置する標識については、標識の最下部と路面との距離2.5メートル以上とするとともに、道路中央側に突き出してはならない。
- 2 地下駅への出入口の構造物に添加する場合、道路上に1.0メートル以上突き出してはならない。この場合において、標識と路面との距離は車道上にあつては4.5メートル以上、歩道上にあつては2.5メートル以上とする。
- 3 標識には、広告物を添加してはならない。
- 4 標識の大きさは、縦1.3メートル横1.0メートル以内とする。
- 5 信号機又は道路標識の効用を妨げるものは認めない。

(参考通達)

- 1 昭和44年10月28日建設省道政発第60号「地下鉄出入口案内の標識の取扱いについて」

令第1号物件
バス停留所標識

(方針)

一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けたバス事業者及びその団体又は地方公共団体等が設置する場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 非照明式の場合
 - (1) 歩道等を有する道路においては、歩道上の車道寄り、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置に設けることができる。
 - (2) 歩車道等区分のない道路においては、路端に設けることができる。
 - (3) 次に該当する部分については、設置を認めない。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - イ 交通信号機又は道路標識等の法令の規定に基づく標識から10.0メートル以内の場所
 - ウ 踏切の前後の側端、安全地帯の前後からそれぞれ10.0メートル以内の場所
 - エ 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路、消火栓その他これらに準じる施設等から5.0メートル以内の場所
- 3 照明式の場合
 - (1) 歩道等又は待避所等で交通に支障のない場所とする。
 - (2) 歩道等に設置する場合は、歩道上の車道寄りとし、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた位置とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル未満、自転車歩行者道にあっては3.0メートル未満となる場所は認めない。
 - (3) 次に該当する部分については、設置を認めない。
 - ア 道路が交差し、接続し、又は屈曲する場所
 - イ 交通信号機又は道路標識等の法令の規定に基づく標識から10.0メートル以内の場所
 - ウ 踏切の前後の側端、安全地帯の前後からそれぞれ10.0メートル以内の場所
 - エ 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路、消火栓その他これらに準じる施設等から5.0メートル以内の場所

(構造)

- 1 非照明式の場合
 - (1) 倒壊、はく離、汚損等により通行に支障を与えるおそれのないものとする。
 - (2) 歩道等に設置する場合は、原則として埋め込み式とする。ただし、仮設であって通行に支障がない場合はこの限りではない。
 - (3) 広告の添加、表示は認めない。ただし、停留所名の副名称を標識の一部に表示する場合はこの限りではない。
- 2 照明式の場合
 - (1) 標識は1本の支柱と直方体の照明表示ボックスから構成されるものを標準とし、支柱の高さ(路面から照明ボックスの最下部までの支柱の高さをいう。以下同じ。)と

照明表示ボックスの高さの合計は3.0メートル以下、照明表示ボックスの最大幅は0.45メートル以下とする。また、支柱の高さは、標識全体の高さのおおむね4分の1とする。

- (2) 広告は、進行車両の非対向面及び歩道面の2面に限定するものとし、広告面の面積は、照明表示ボックスの各表示面の面積の3分の1以下で、その位置は、照明表示ボックスの最下段とする。
- (3) 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を及ぼすおそれが少ない構造とする。
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- (5) デザイン、色彩及び表示内容は付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないものであり、公衆に不快感を与えないものとする。また、照明表示ボックスの地色は原則として白又は淡色に限る。
- (6) 電源としての太陽電池等を設置する場合で前記に拠れないものは、本課協議とする。

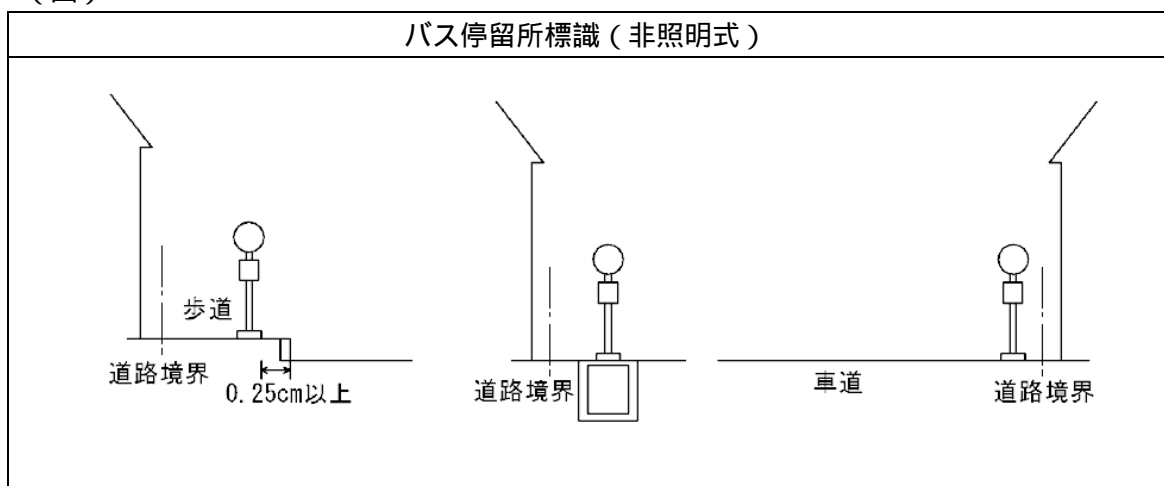
(その他)

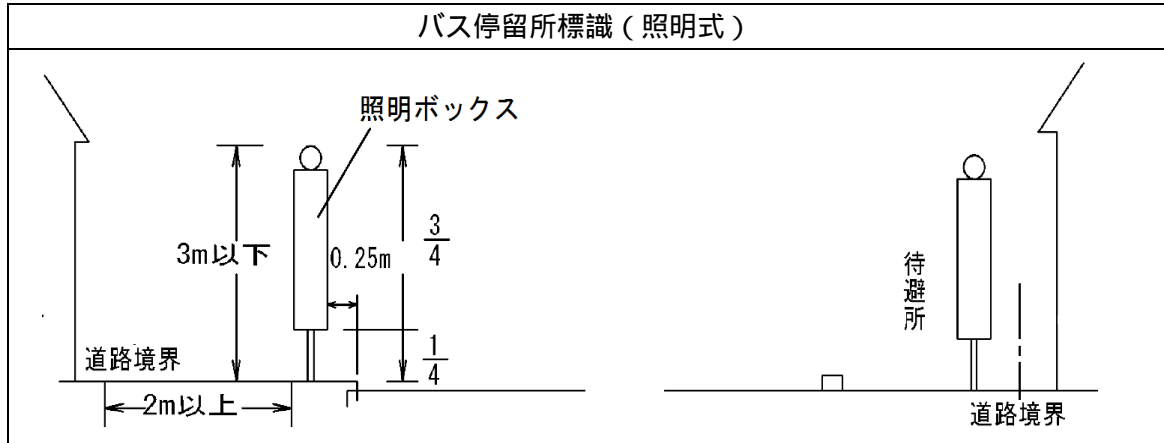
- 1 照明式バス停留所標識と広告物の占用主体は同一人とし、原則としてバス事業者とする。
- 2 広告物の取扱いについては、茨城県屋外広告条例(昭和49年3月30日茨城県条例第10号)に基づく許可申請書又は許可書の写しを添付して道路占用許可申請書を提出させること。

(参考通達)

- 1 昭和49年2月1日建設省道政発第5号「照明式バス停留所標識(広告付)の道路占用について」

(図)





令第1号物件
タクシー乗場標識

(方針)

タクシー事業者の団体又は公益機関が設ける場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 駅前広場等で停車スペースが十分確保され、通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 歩道等を有する道路の歩道等上に設置する場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所とする。
- 4 横断歩道、横断歩道橋の昇り口、地下横断通路及び消火栓から5.0メートル以上離れた位置とし、信号機、道路標識等の効用を害するおそれの少ない場所とする。

(構造)

- 1 倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 2 広告の添加、塗布は認めない。
- 3 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

令第1号物件
駐車場案内標識

(方針)

次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2項に規定する駐車場で、駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上の駐車場を管理する者が設置する場合
- 2 100台以上駐車可能な駐車場で、国、地方公共団体又は地方道路公社が設置する場合
- 3 各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しない場合

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 設置箇所は、道路余地、法敷又は路肩を原則とし、やむを得ない場合は歩道等の上に設置できる。この場合、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた場所で、歩行者等の通行に支障を及ぼさない場所とする。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

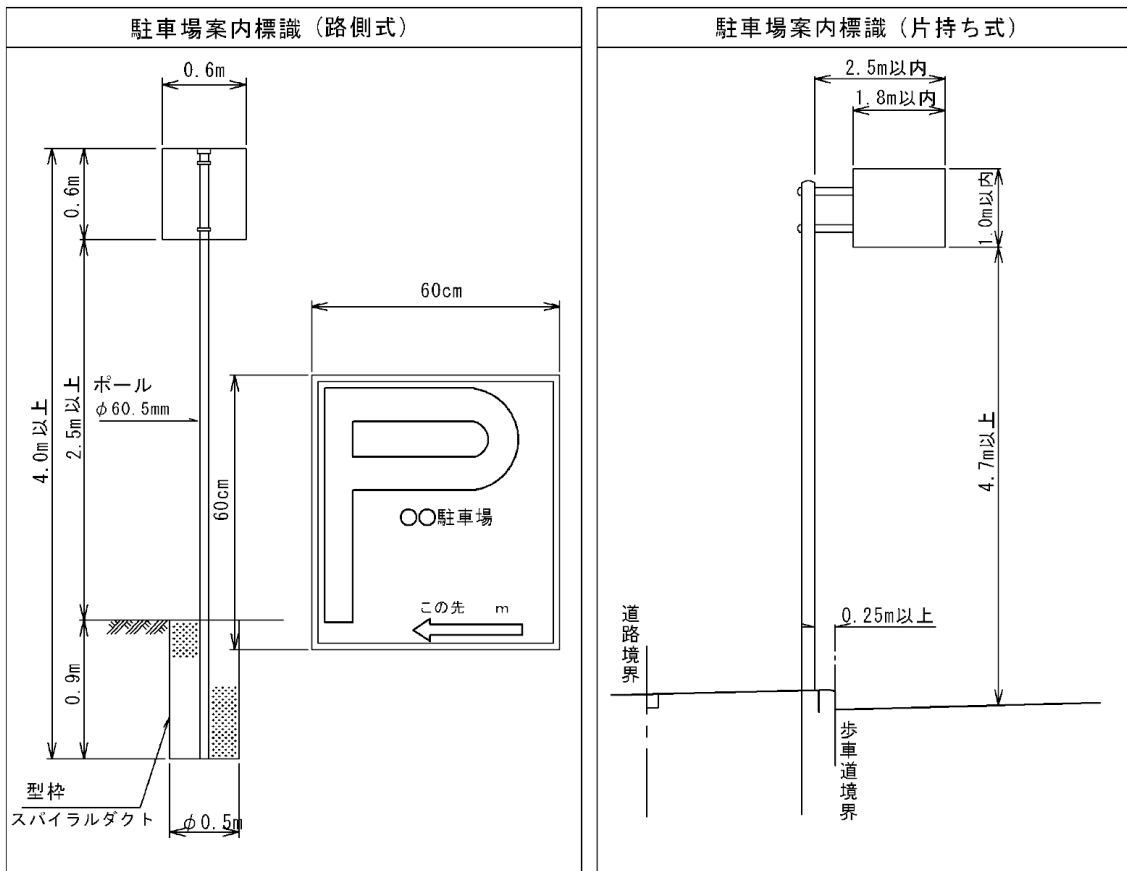
(構造)

- 1 設置箇所は、原則として駐車場入口から100メートル以内に2箇所以下とする。
- 2 片持ち式標識の大きさは、縦1.0メートル、横1.8メートル以下とし、板を出す出幅は2.5メートル以下とする。
- 3 路側式標識の大きさは、縦横それぞれ0.6メートル以下とする。
- 4 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 5 標識板の標示は、駐車場の位置を案内する内容に限り、広告及び広告物の添加、塗布は認めない。
- 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 道路管理上支障が生じた場合は、占有者が無償で除却又は移設することを条件とすること。

(図)



令第1号物件
震災避難誘導標識

(定義)

震災避難誘導標識とは、大震災時に地域住民等を避難場所へ誘導する目的で設置するものをいう。

(方針)

国又は地方公共団体が設置する場合に限り認めることができる。

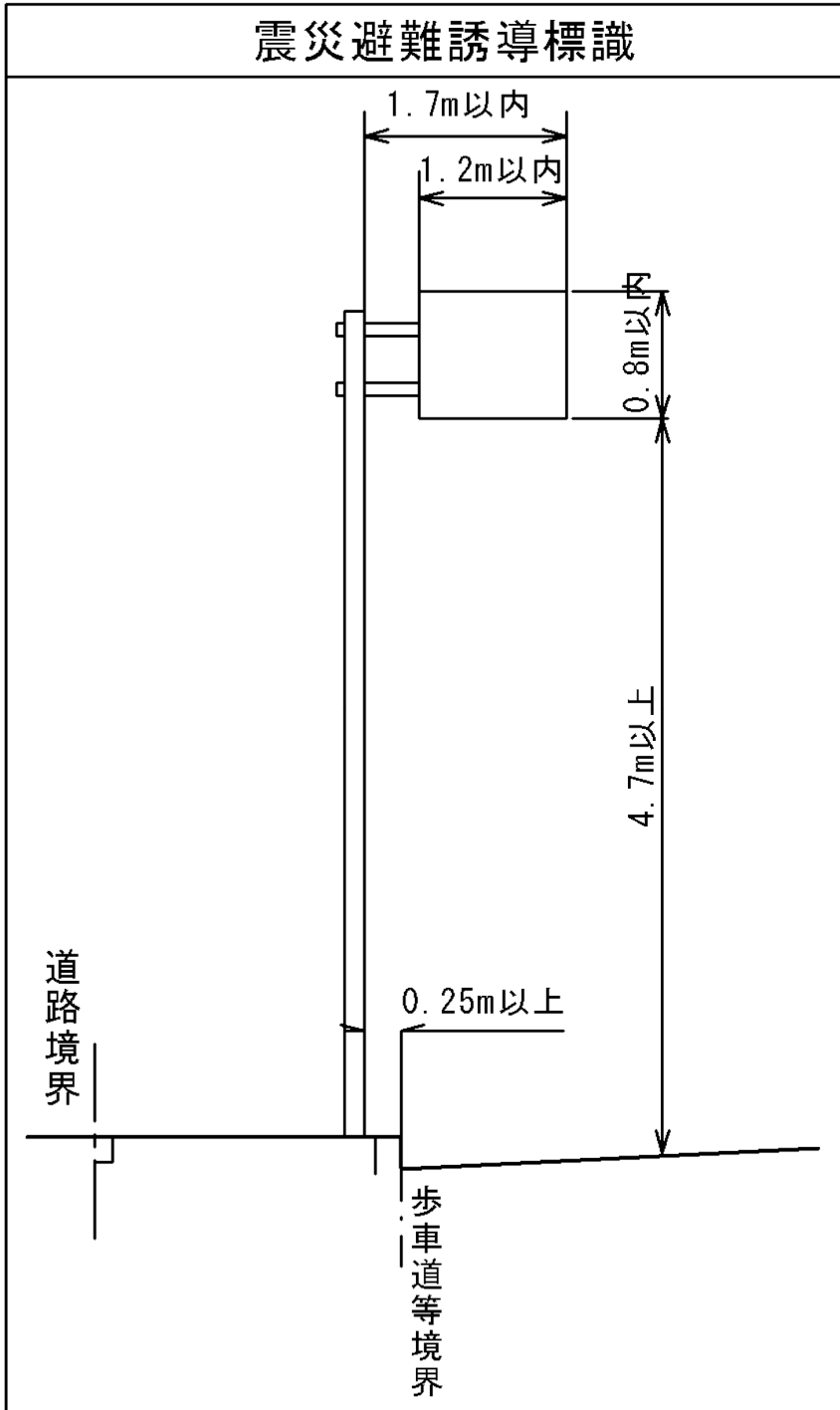
(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所で、歩行者等の通行に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置する。
- 3 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

(構造)

- 1 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては2.5メートル以上とすることができる。
- 2 板を出す出幅は、1.7メートル以下とする。
- 3 板の大きさは、縦0.8メートル、横1.2メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ、通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。
- 5 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 電光式、動光式、反射式、外照式及び内照式は認めない。
- 8 標識が寄贈された場合、寄贈した者の氏名等を明示してはならない。ただし、寄贈した者が公益法人である場合はこの限りでない。

(図)



令第1号物件 公共施設案内標識

(方針)

次の各項のすべてに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体、公共施設の管理者又は所有者が設置するもので、道路管理者の行う道路標識の設置計画、道路交通への影響を勘案してやむを得ない場合。
- 2 設置できる施設等は次のとおりとする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に規定する学校及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - (2) 国又は地方公共団体が設置する不特定多数の者が利用する施設（国又は地方公共団体が地域振興のため計画した地域案内を含む）
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第4条に規定する地域医療支援病院及び緊急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院又は救急診療所
 - (4) 著名な観光上の中心地、公園、名所、旧跡及び建造物等
 - (5) 鉄道駅、空港、フェリーボートの乗船場及びその駐車場等
- 3 標識の設置は、当該施設の存置期間中のみとする。
- 4 設置計画について事前に調整を行い、道路管理者の道路標識設置計画との整合を図ること。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 当該施設の入口付近（ただし、当該施設の入口が県管理道路に面していない場合は、そこに至る道路の取付け部付近）に上下線各1基ずつ合計2基まで設置することができる。
- 3 前項にかかわらず、国又は地方公共団体が設置するもので、次の各号のすべてに該当する場合は、当該施設に至る主要経路上の分岐点に前項の標識の他に2基まで設置することができる。
 - (1) 全県的に利用されるもの。
 - (2) 交通渋滞の緩和、交通の利便等から考えて交通誘導の必要が認められるが、道路管理者が設置、管理等を行うまでにいたらないもの。
- 4 前2項にかかわらず、歩行者等を案内する標識は、原則として最寄りの交通機関から当該施設の入口付近までの間に4基まで設置することができる。ただし、当該施設までの合理的な経路を勘案した上、必要であると認められる場合は、この限りでない。
- 5 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上歩道側へ離れた場所で、歩道の有効幅員を2.0メートル以上、自転車歩行車道にあっては有効幅員が3.0メートル以上確保できる位置とする。
 - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。

- 6 信号機、道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。
- 7 歩行者等を案内する標識は、原則として、歩行者等の通行方向と平行して設置するものとする。

(構造)

- 1 片持ち式標識の規格は次のとおりとする。
 - (1) 標識の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等においては、2.5メートル以上とすることができる。
 - (2) 標識の大きさは、縦1.0メートル、横1.8メートル以下とし、板を出す出幅は2.5メートル以下とする。ただし、道路の環境により、表示文字数や大きさについて標識令及び道路標識設置基準に基づくことが適切であると認められるときは、当該基準によることができる。
- 2 路側式標識の規格は次のとおりとする。
 - (1) 標識の最下端は、2.5メートル以上とする。ただし、歩道又は自転車歩行者道に設置する場合で、歩行者の通行に支障がないと認められる場合は、1.0メートル以上とすることができる。
 - (2) 標識の大きさは、縦0.6メートル、横1.5メートル以下とする。
 - (3) 標識柱1基について、標識3枚まで設置することができる。
- 3 標柱式の標識の規格は次のとおりとする。
 - (1) 標柱の高さは、2.5メートル以下とする。
 - (2) 標柱の大きさは、周囲1.0メートル以内（四角柱にあつては一辺の長さが0.25メートル以内、三角柱にあつては一辺の長さが0.3メートル以内）とする。
- 4 標識の表示内容は、施設の名称、方向、距離及びシンボルマークに限る。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を及ぼすおそれのない構造とする。
- 7 回転式等看板が動くもの及び信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。
- 8 色彩は、標識令別表第2のうち著名地点標識に準ずるものとする。
- 9 電光式、動光式、外照式及び内照式は認めない。

(その他)

- 1 従前に許可したもので、歩道の有効幅員が1.5メートル以上2.0メートル未満となっている箇所に設置される物件については、更新時に指導するものとするが、やむを得ない物件については当分の間従前の基準による。
- 2 形式等が適合しないものに付いては、更新時に適合するよう指導するものとする。

令第1号物件

駐車場案内システム電光掲示板

(方針)

公益上やむを得ず、次の各項いずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場案内システム計画を策定した地方公共団体
- 2 駐車場案内システム計画に位置づけられた駐車場の設置者

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩車道境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置するものとする。
- 3 信号機又は道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。

(構造)

- 1 掲示板の種類は次によるものとする。
 - (1) 予告案内板 案内システムがあることの予告情報を示すもの
 - (2) ブロック案内板 ブロックの位置を認識させ、現在の位置、ブロックの満空の情報を示すもの
 - (3) 個別案内板 駐車場の位置を認識させ、名称、満空の情報及び空き駐車場の方向を示すもの
 - (4) 補助・入口案内板 当該駐車場の名称及び隣接の駐車場名と方向を示すもの
- 2 掲示板の最下端は、路面から4.7メートル以上とする。ただし、歩道等上での掲示板の最下端は、2.5メートル以上とすることができる。
- 3 掲示板の大きさは、縦3.0メートル、横2.5メートル以下とする。
- 4 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれのない構造とする。
- 5 広告の添加、表示は認めない。
- 6 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 7 物件には、占有者名を表示するものとする。

令第1号物件

自転車放置禁止標識及び違法駐車等防止重点地域標識

(方針)

公益上やむを得ないもので、次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 自転車放置禁止標識については、自転車の放置防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの。
- 2 違法駐車等防止重点地域標識については、違法駐車等の防止に関する条例を制定している地方公共団体が設置するもの。

(位置)

- 1 建柱については、次によるものとする。
 - (1) 歩道等を有する道路の場合は、歩行道等境界線から0.25メートル以上民地側へ離れた場所で、歩行者等に支障を及ぼさない場所とする。
 - (2) 歩道等を有しない道路の場合は、法敷、道路余地に設置するものとし、法敷、道路余地に設置することが適当でない場合は、路端に設置する。
- 2 信号機又は道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置してはならない。
- 3 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 標識の最下端は、2.5メートル以上とする。ただし、歩道の有効幅員が2.0メートル以上、自転車歩行道においては3.5メートル以上確保できる場所で歩行者の通行に支障がないと認められるときは、1.8メートル以上とすることができる。
- 2 標識板の大きさは、縦横それぞれ0.9メートル以下とする。
- 3 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損なわず、かつ交通に支障を及ぼすおそれの少ない構造とすること。
- 4 広告物の添架及び塗布は認めない。
- 5 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわないもので、公衆に不快感を与えないものとする。
- 6 電光式、動光式、外照式又は内照式は認めない。

(留意事項)

- 1 放置禁止区域及び違法駐車等防止重点地域の地図、放置行為及び違法駐車等の禁止、放置及び違法駐車等した場合の措置、指定の根拠を掲示する標識板については、「公共掲示板、町内案内板、地域案内図板」の位置、構造の規定を適用すること。

令第1号物件
旗ざお

(方針)

原則として認めない。ただし、次の第1項から第3項のいずれかに該当し、第4項及び第5項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体又は学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する学校が公共的目的をもって設置する場合。
- 2 交通管理者が交通安全等の啓発活動を目的に設置する場合。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)第4条の規定による公益認定を受けた法人であって、十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、交通安全等の啓発活動等を目的として、一時的に設置する場合。
- 4 台風等の強風(暴風警報程度)を伴う荒天が予想されるときには、一時撤去すること。
- 5 設置期間は、原則として広報の対象となる催物、運動等の期間中とする。

(位置)

- 1 原則として、法敷又は道路余地に設けること。
- 2 法敷又は道路余地がない場合は、路端に設置すること。
- 3 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 風雨等に耐える設置方法とすること。
- 2 道路管理施設への添架は認めない。
- 3 信号機又は道路標識等の効用を害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

令第1号物件
パーキング・メーター等

(方針)

次の各項のいずれかに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 駐車場法(昭和32年法律第106号)第4条による「路上駐車場設置計画」に基づき設置する路上駐車場に伴って設置されるものであって、国又は地方公共団体が設置し、管理するもの
- 2 「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限、駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」(昭和62年1月29日建設省都市局長、道路局長通達)により、公安委員会が設置するもの

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置とし、歩行者等の通行に支障のない位置とする。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により、美観を損ない、又は通行に支障を及ぼすおそれの少ない構造とする。

(参考通達)

- 1 昭和62年1月29日建設省都計発第9号、建設省道交発第5号「道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項について」
- 2 昭和62年1月5日警察庁丙規発第2号「時間制限駐車区間規制の実施について」
- 3 昭和62年1月5日警察庁交通局交通規制課長事務連絡「時間制限駐車区間規制の実施基準にいう幹線道路の意義等について」
- 4 昭和62年1月29日建設省都計発第10号、建設省都再第6号、建設省道政発第4号、建設省道交第6号、建設省道企第3号「時間制限駐車区間規制の実施に際しての留意事項の詳細について」
- 5 昭和62年3月20日路政課課長補佐事務連絡「パーキングチケット発給設備の道路の占用について」

令第1号物件
幕

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の第1項又は第2項のいずれかに該当し、第3項を遵守できる場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国、地方公共団体又は学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第1条に規定する学校が広報等のために設置する場合。
- 2 交通規制及び交通誘導の周知のため、国又は地方公共団体並びにその他これらに準ずる団体で十分な維持管理能力があると認められ、交通管理者の承諾を得た者が、一時的に設置する場合。
- 3 台風等の強風(暴風警報程度)を伴う荒天が予想されるときには、一時撤去させることとする。

(期間)

設置期間は、広報の対象となる催物、運動等の期間中とする。ただし、催物等の周知のために必要と認められるときは、催物の開催の概ね1か月前から、催物の終了後、概ね1週間が経過した日まで設置を認めることができる。

(位置)

- 1 道路を横断して設置することは認めない。ただし、次の第1号から第3号のいずれかに該当し、第4号から第7号のすべてに該当する場合に限り、橋梁等に添架して道路を横断させることができる。

(1) 法令の規定により表示するもの

(2) 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示するもの

(3) 公職選挙法による選挙の周知・啓発の目的をもって表示するもの

(4) 表示目的に営利性がないもの

(5) 添架しようとする横断歩道橋等に表示してある地点名を覆い隠さないもの

(6) 風雨等によって、落下又は汚損し、公衆に危険を及ぼす又は美観を損なうおそれがないもの

(7) 交通の安全に支障を及ぼさないもの

- 2 信号機又は道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所、交差点又は屈折部等で、見通しを妨げるおそれのある場所には設置を認めない。

- 3 支柱の位置は民地とする。やむを得ない場合でも道路余地又は法敷とする。

- 4 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損等により美観を損なわず、かつ、交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。

- 2 信号機又は道路標識に類似し、これらの効用を妨げるものは認めない。

- 3 デザイン、色彩及び表示内容は、付近の自然景観に適合し、美観、風致を損なわない

もので、公衆に不快感を与えないものとし、幕の地色は原則として白色又は淡色に限るものとする。

- 4 前各項のほか、橋梁等に設置する場合は次によるものとする。
 - (1) 設置場所は高欄部とし、高欄からはみ出してはならない。
 - (2) 取付部には、針金等構造物を傷つけるようなものを使用してはならない。
- 5 広告の表示は認めない。

令第1号物件

バナーフラッグ（旗・垂れ幕）

（方針）

国，地方公共団体，自治会又は商店街等の地域商業団体が，商店街等の所有する街路灯又はアーケードへ掲出する場合であって，各地方公共団体が定める屋外広告物に関する条例に抵触しないものに限り認めることができる。

（位置）

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 信号機又は道路標識等の効用を阻害するおそれのある場所，交差点又は屈折部等で，見通しを妨げるおそれのある場所への設置は認めない。
- 3 街路灯1基に掲出できるフラッグ広告は一対までとする。
- 4 アーケードに掲出する場合には，バナーフラッグ相互間の距離は，道路一側につき20.0メートル以上とし，掲出位置，形状を統一する。

（構造）

- 1 車道部にあってはフラッグの下部が路面から4.7メートル以上，歩道部にあってはフラッグの下部が路面から2.5メートル以上の位置となるよう，十分な高さを確保するものとする。
- 2 縦幅は2.0メートル以内，横幅は0.6メートル以内とする。
- 3 材質は，テント地等相当強度の風雨等に耐える堅固なもので，落下，はく離，汚損等により，美観を損ない，又は交通に支障を及ぼすおそれの少ないものとする。
- 4 信号機又は道路標識に類似し，これらの効用を妨げるものは認めない。
- 5 デザイン，色彩及び表示内容は，付近の自然景観に適合し，美観，風致を損なわないもので，公衆に不快感を与えないものとする。

（その他）

- 1 添加することができる街路灯は，バナーフラッグの添架により灯柱及び基礎に過度の負担がかかるものではないこと。
- 2 設置物件の維持管理については，次の要件を満たすものであること。
 - （1）定期的および風雨等の気象状況に応じて，設置状況を点検する体制があること
 - （2）落下，はく離等のおそれがある場合は，ただちに物件の撤去ないし取替を行う体制があること
- 3 物件の設置にあたって他法令に基づく許可が必要な場合には，当該許可を得られるものであること。
- 4 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の取扱いに該当する場合を除き，広告の表示は認めない。

令第1号物件
アーチ

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ず、次の各項のいずれにも該当する場合で、土木部長との協議が整ったものについては、この限りでない。

- 1 地方公共団体、商店会その他これに準ずる団体が、公益上の目的又は地域振興の目的で設置する場合。
- 2 当該道路が旧道的性格の強い道路（例えば近傍にバイパスがある場合等）で地域の生活道路となっている場所である場合。
- 3 商業地域又はそれに準ずる地域で自動車の通過交通量の少ない場所である場合。
- 4 設置しようとする箇所の道路の区域が緊急輸送道路に指定されていない場合。

(留意点)

- 1 神社の鳥居については、新たな占用は認めない。また、既存の鳥居をやむを得ず占用として認めている場合にも、極力撤去若しくは道路区域外への誘導を指導すること。鳥居の脚が道路区域外にある場合においても、同様に取り扱うものとする。

(位置)

- 1 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。
- 2 信号機又は道路標識の効用を妨げない位置に設置すること。

(構造)

- 1 占用物件には個人商店名、商品名、会社名等の表示は認めない。
- 2 倒壊、落下、はく離、汚損、火災等により交通に支障を及ぼすことがない構造にする。
- 3 地面に接する部分は原則として民地とする。
- 4 道路を横断する場合は、車道幅員9メートル未満の道路とし、最下部と路面との距離は5.0メートル以上とする。ただし、歩道を横断する部分のこの距離は、3.5メートル以上とすることができる。
- 5 支柱が1本で片持ち式のもの（いわゆる「片アーチ」）の出幅は2.5メートル以内とすること。また、歩道等がない場所での設置は認めない。
- 6 アーチ本体の外観は照明等を含めてできるだけ簡略なものにする。

令第1号物件

選挙運動用のポスター等

(方針)

次の場合に限り認めるものとする。

- 1 市町村の選挙管理委員会が公営掲示場を設置する場合。なお、許可を受けた公営掲示板に掲示する個別ポスターの許可は不要とする。
- 2 個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター（推薦演説会及び政談演説会告知用ポスターを含む。）は、公営掲示場に掲げるものを除き、認めない。

(留意点)

- 1 選挙事務所の表示用、又は演説会場において立会演説会の開催中掲示するポスター等について選挙事務所の表示用及び演説会場において演説会の開催中掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、道路管理上支障がない場合には許可ができるものとする。
- 2 公営掲示場の設置場所及び構造は、選挙管理委員会及び公安委員会と調整すること。
- 3 無許可で掲示されたポスターの扱いについては、掲示責任者又は候補者に撤去するよう通知するものとするが、撤去されない場合は公職選挙法第145条第3項の規定により道路管理者において撤去することができるので、選挙管理委員会又は警察署の意見を聞いた上で撤去するものとする。
この場合、撤去したポスターの引取りを所有者に通知するものとする。
- 4 前記1及び3の措置を講ずるときは、特定の候補者に有利又は不利になることのないようにすること。
- 6 前記3の措置を講ずるときは、あわせて他の一般の無許可ポスター、立看板等も同時に除却等の措置を講ずること。

(位置)

- 1 公営掲示場は、原則として道路区域外に設置すること。ただし、やむを得ない場合は法敷又は道路余地に設け、法敷又は道路余地がない場合は、路端寄りに設けるものとする。
- 2 当該場所に設置する必要があると認められるが前号による適当な場所がない場合は、歩道幅員2.0メートル以上ある歩道（自転車歩行者道にあっては3.5メートル以上）において、歩車道等境界から0.25メートル以上歩道等側へ離れた位置で、歩行者等通行に支障を及ぼさない場所に設けることができる。
- 3 次の箇所から5メートル以内での設置は認めないものとする。
交差点、曲り角、横断歩道、橋、隧道、踏切、道路（交通）標識、火災報知器、消火栓、及びバス停留所
- 4 公営掲示場は、原則として道路の方向と平行に設けるものとする。

(構造)

- 1 落下、はく離しないように注意し、特に風圧による倒壊には十分留意し、堅固な構造

にするものとする。

(参考通達)

- 1 昭和 37 年 5 月 25 日道発第 235 号「ポスター掲示場の設置及び街頭演説場所の確保に伴う道路法上の許可について」
- 2 昭和 47 年 11 月 17 日建関道第 341 号「選挙運動用ポスター等の掲示について」
- 3 昭和 52 年 7 月 4 日建設省自道政発第 7 号「選挙当日の投票所周辺におけるプラカード式ポスターの公道上掲示等に対する措置について」
- 4 平成 21 年 5 月 15 日道維第 84 号「選挙運動用ポスター等の取扱いについて」

令第2号物件**太陽光発電設備，風力発電設備****(定義)**

太陽光発電設備及び風力発電設備（以下、「発電設備」という。）は、太陽光及び風力を電気に変換する設備であって、パネル部分、ブレード部分のほか、これらと一体となって発電設備としての機能を果たす接続箱等を含むものとする。

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 土木部長と事前に協議が整っていること。
- 2 占用主体は、発電設備の継続的な設置により道路の構造又は保全に支障を生ずることのないよう、占用物件を適確に管理することができるものと認められる者で、次に掲げる点検等を適確に行うことができる者であること。なお、地方公共団体の名義貸しによる主体は占用主体になり得ないものとする。
 - (1) 法面、舗装、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、剥離、変形等の有無の点検
 - (2) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
 - (3) 路面、排水施設等の清掃、除草、除雪等の維持管理
 - (4) その他、当該道路の管理上必要と認められる事項

ただし、防災拠点自動車駐車場の災害応急対策施設等として設ける場合には、「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」（令和3年9月24日国道利第27号、国道評第34号、国道環第59号、国道高第154号）によることとし、本基準の規定は、当該通達に定めのないものについて、当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

(位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。また、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道上に発電設備を設ける場合には、当該施設を設けたときに自転車又は歩行者が通行できる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、県道にあっては道路法に基づき県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第80号）に規定する幅員を確保できること。
- 3 発電設備を道路の上空に設ける場合には、路面からの適切な距離を確保すること。
- 4 道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのない場所を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。
- 5 橋脚、橋桁、高欄等の道路構造物又は道路照明、道路標識、遮音壁、道路情報提供装置等の道路附属物への添架は認めないこと。
- 6 アーケード、上空通路等の占用物件に発電設備を添架する場合には、該占用物件の耐荷重の範囲内であるとともに、既存の占用物件の構造及び設置目的を害さない場所で、かつ、当該施設等の占用者が安全と認めた場所であること。

- 7 発電設備の設置工事又は維持管理作業を行う場合において道路交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所であること。特に、自動車専用道路については、これら道路の本線上への車両の駐停車が規制され、かつ、最低制限速度が定められていることを踏まえ、発電設備の設置場所に本線以外からアクセスできる場所に限って設置を認める。
- 8 発電設備のうち、太陽光発電設備にあつては景観の悪化等のおそれがあり、風力発電設備にあつては騒音等の発生により周辺住民の生活や野鳥をはじめとした生態系への影響が想定されるところ、発電設備の設置に当たっては、関係法令等の基準に照らし、周辺環境に支障がないことが占用希望者から疎明された場所に限って設置を認める。

(構造)

- 1 発電設備の設置により道路通行者等の視界を妨げたり、発電設備が太陽光等を反射して車両の運転を妨げたりすることにより道路交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 2 発電設備には、広告物の添加及び広告のための塗装を一切行わないこと。
- 3 発電設備の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであり、信号機、道路標識等の効用を妨げないものであること。
- 4 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。太陽光パネルと架台との接合部分の強度等に特段の注意を払い、強風等により倒壊し、道路構造又は道路通行者に危害を加えることのないことが確認された場合に限りて占用を認めるものとする。また、架台を強化した結果、荷重により道路構造に支障を来すことのないよう留意すること。
- 5 道路面を被覆することにより道路の構造又は維持管理に支障を来すものでないこと。道路の法面をはじめとした点検が必要な場所に設ける場合にあっては、原則として、道路面が被覆されて点検を妨げることのない構造の発電設備に限りて占用を認めるものとする。やむを得ず道路面を被覆する場合にあっては、道路管理者による点検を補うために占用主体による点検を実施させること。また、道路面を被覆することにより法面の強化のために設ける植栽の発育に支障を来すおそれがある場合には、法面の強化措置を占用主体に採らせること。さらに、道路面を被覆した結果、雨水等が地下に浸透せず通行面に流入する、あるいは積雪が通行面に滑落するおそれがある場合には、側溝、雨水枡等の整備又は除雪作業その他必要な措置を占用主体に行わせること。

(占用の期間)

- 1 発電設備の占用期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。

(その他)

- 1 道路に関する工事に伴う発電設備の移転、改築、除却等の費用については占用者が負担すること。また、災害等により道路管理者が緊急に必要と認めた場合には、占用者は、発電設備の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用について負担すること。
- 2 道路に関する維持管理又は工事を行うために道路管理者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。
- 3 発電設備の落下、剥離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

- 4 特段の事情のない限り占用許可の更新回数に限定を課すなどの措置により道路区域への物件の設置が既得権益化しないよう担保すること。
- 5 必要に応じ，当該占用区域内の清掃，除草，除雪その他の管理を行うこと。
- 6 さらに，占用主体が行う点検等については，以下に掲げる事項を条件として附すものとする。
 - (1) 占用者は，あらかじめ，点検要領を道路管理者に提出するとともに，点検等の結果について定期的に報告すること。
 - (2) 点検要領には次に掲げる事項のうち，道路管理者が必要と認めるものを定めること。
 - ア 点検等の範囲に関する事項
 - イ 点検等の対象に関する事項
 - ウ 点検等の内容に関する事項
 - (ア) 点検項目
 - (イ) 点検時期
 - (ウ) 点検方法
 - (エ) 清掃，除草等の時期
 - (オ) 清掃，除草等の方法
 - エ 点検等の体制に関する事項
 - オ 点検等の記録に関する事項
 - カ 点検等の結果の報告に関する事項
 - キ その他当該道路の管理上必要と認められる事項
 - (3) 占用者は，点検要領に従い，当該占用区域及びその近傍における道路構造物等の点検等を行うとともに，異常等を発見した場合には，速やかに道路管理者に報告し，その指示に従うこと。
 - (4) 点検要領に定める事項のうち，道路管理に影響を及ぼす内容若しくは点検等の体制の変更をしようとするときは，道路管理者に届け出ること。
- 7 発電設備を既設の占用物件に添加する場合には，道路法第 41 条の規定により取り扱うこと。
- 8 発電設備と構造上一体となる占用物件の許可に当たっては，発電設備とそれ以外の占用物件を各々の許可として取り扱うこと。
- 9 発電設備の設置により近隣の住居，店舗等に影響を与えるおそれがあることから，原則として，これらの施設の居住者，所有者，経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。
- 10 道路と河川等，道路と効用を兼ねる場所への占用希望があった場合には，関係する管理者と十分な調整を図ること。

(参考通達)

- 1 平成 25 年 3 月 1 日国道利第 10 号「道路法施行令の一部改正について」(最近改正 令和 3 年 9 月 24 日国道利第 29 号)
- 2 令和 3 年 9 月 24 日国道利第 27 号，国道評第 34 号，国道環第 59 号，国道高第 154 号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

令第3号物件 津波等避難施設

(定義)

津波等避難施設とは、洪水、高潮又は津波（以下「津波等」という。）からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設であり、かつ、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づいて都道府県又は市町村防災会議が作成する都道府県又は市町村地域防災計画その他の地方公共団体が作成する津波等からの避難に関する計画において、整備することとされているもの、若しくは整備することとされる蓋然性が高いものとする。

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 土木部長と事前に協議が整っていること。
- 2 占用主体は、次の各号全てに該当する者であること。
 - (1) 道路の保全に支障を生ずることのないよう、津波等避難施設を適確に管理することができる者と認められる者であること。
 - (2) 道路管理者による監督処分その他の指示を適切に履行する能力を有する者であること。特に津波等避難施設の撤去、大規模修繕を行うことのできる者であること。

(位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。また、交通の輻輳する場所や他の占用物件の多い場所等、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 2 歩道、自転車道又は自転車歩行者道上に津波等避難施設を設ける場合には、当該施設を設けたときに自転車又は歩行者が通行できる部分の一方の側の幅員が、国道にあっては道路構造令（昭和45年政令第320号）第10条第3項本文、第10条の2第2項又は第11条第3項に規定する幅員、県道にあっては道路法に基づき県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年条例第80号）に規定する幅員を確保できること。
- 3 津波等避難施設の路面からの高さは、道路の見通しを確保し、かつ、電線、電話線等を道路上空に設ける場合に支障を及ぼさない高さとする。
- 4 道路の視認性の確保、その他道路交通の安全の確保を図る措置等により、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲するなど、通行上、特に注意を要する場所以外の場所であること。
- 5 地域住民や道路通行者などが津波からの避難場所として把握しやすく、かつ、避難に当たっての経路が確保されている場所であること。

(構造)

- 1 倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 津波等避難施設としての効用を発揮するための必要最小限度の規模とし、かつ、道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。

- 3 信号機、道路標識等の視認性、又は道路の見通しを妨げないこと。やむを得ず視認性等に支障を生ずる場合は、県公安委員会と調整の上、道路標識の付け替え等の措置を占用主体に指示し、その責任により講じさせること。
- 4 施設等の下面には、必要に応じて照明設備、換気設備その他の設備を備えるものであること。
- 5 必要に応じて雨どいの設備を備えるものであること。
- 6 人の転落又は物の落下を防止するために必要な防護柵の設置その他の措置が講ぜられたものであること。
- 7 津波等避難施設には、広告物、装飾物その他これらに類するものを添加し、又は広告の用をなす塗装をしないこと。
- 8 津波等避難施設の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。

(占用の期間)

- 1 津波等避難施設の占用期間については、5年以内の範囲で適正に定めるものとする。
- 2 占用の期間が終了した場合において許可の更新が求められた際には、当該占用を継続させることができない特別の事由がない限り更新を許可することとする。
なお、占用許可の更新を認めない特別の事由とは、津波等避難施設が老朽化して道路に施設の一部が落下するおそれが生じているにもかかわらず適切な対応がとられない場合等とする。

(その他)

- 1 道路に関する工事に伴う津波等避難施設の移転、改築、除却等の費用については占用主体が負担すること。
- 2 道路管理上必要を生じた場合において、道路管理者が施設等内に立ち入ることを妨げないこと。
- 3 占用主体は定期的に点検等を行い、津波等避難施設の適切な維持管理に努めること。
- 4 道路の構造又は交通に支障を及ぼす改修等を行う場合には、事前に道路管理者と協議し、必要に応じ変更の許可を受けること。
- 5 津波等避難施設の建築に際しては、道路交通の支障にならないようにすること。なお、やむを得ず道路交通に支障が生じてしまう場合には、道路交通への影響が必要最小限度となるような措置を講じさせること。

(参考通達)

- 1 平成25年3月1日国道利第10号「道路法施行令の一部改正について」(最近改正 令和3年9月24日国道利第29号)
- 2 令和3年9月24日国道利第29号「洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設の道路占用の取扱いについて」

令第4号物件

工事中用板囲，足場，落下防護用施設

(方針)

極力抑制すべきであるので，次の各項の全てに該当する場合で，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 歩行者及び通行者の安全が確保できるもの。
- 2 一時的なもので，必要最小限の大きさのものであること。

(位置)

1 工事中用板囲，足場

(1) 地面に接して設ける場合

ア 歩道等に設置する場合の出幅は，歩道等の有効幅員の3分の1以内かつ路端から1.0メートル以内とする。ただし，やむを得ない場合は，路端から1.0メートル以内とし，歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

イ 車道に設置する場合の出幅は，路端から1.0メートル以内，かつ道路有効幅員の10分の1以内とし，歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

ウ 消火栓，マンホール等の使用に支障のある場合は認めないものとする。

(2) 地面に接しないで設ける場合

ア 出幅は，路端から1.0メートル以内，かつ道路幅員の10分の1以内とする。

(3) 支柱を建柱して設ける場合

ア 歩車道区分のある道路歩道上に限り設置できるものとする。

イ 支柱は，歩車道境界線から0.25メートル以上歩道寄りに離れた位置に設けるとともに，歩行者等の通行に支障がないように十分配慮するものとする。

ウ 足場等の出幅は，路端から1.0メートル以内とする。

エ 支柱が，消火栓，マンホール等の使用に支障のある場合は，認めない。

2 落下防護用施設

(1) 出幅は，歩行者等の安全が確保される範囲において必要最小限とする。

(2) 信号機，道路標識等の効用を妨げない位置に設置する。

(構造)

1 工事中用板囲及び足場を地面に接しないで又は支柱を建柱して設ける場合，並びに落下防護用施設を設ける場合，施設の最下端と路面との距離は，歩道においては2.5メートル以上，車道においては4.7メートル以上とする。

2 道路の交差部に板囲を設ける場合には，隅切りをしなければならない。

3 足場の前面にはシート又は金網等を張るものとする。

4 落下防護用施設は，工具及び建設資材等の道路への落下を防止できるものとする。

5 必要に応じ適当な照明施設等を設け，安全対策に十分留意するものとする。

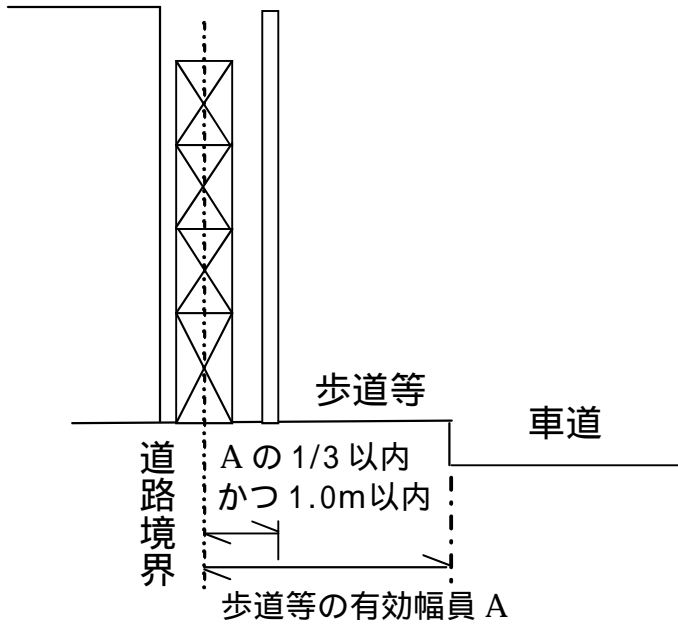
6 相当強度の風雨，地震等に耐える強固なもので，倒壊，落下，はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものとする。

(その他)

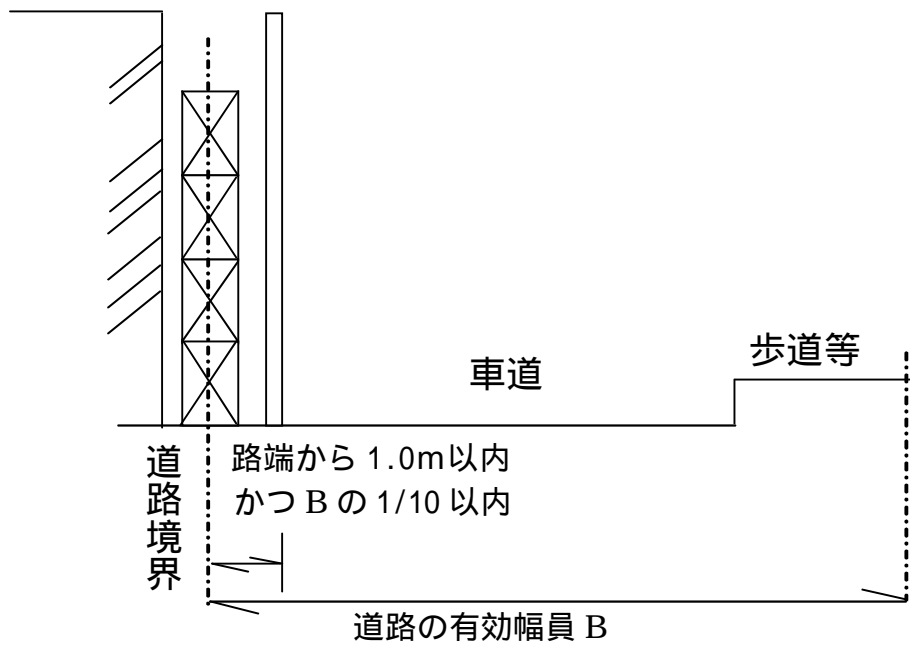
橋りょうに吊り下げる形態の足場は，橋りょうの耐荷重とその構造等に支障を及ぼさない限り，設置することを認めることができる。

(図) 工事前板囲，足場，落下防護用施設

< 歩道等に設置する場合 >

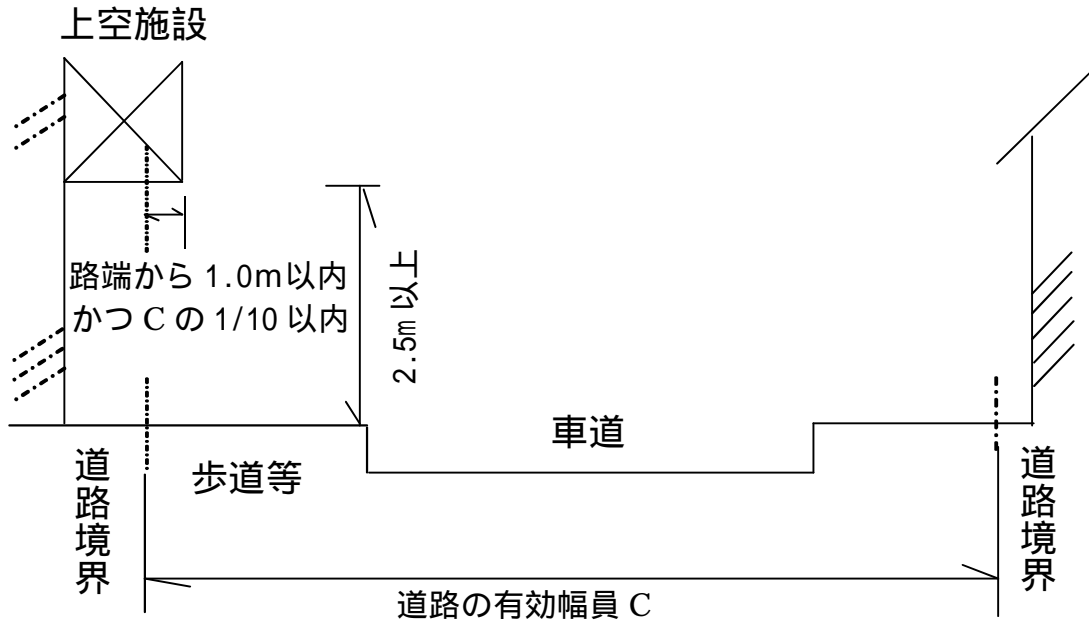


< 車道に設置する場合 >

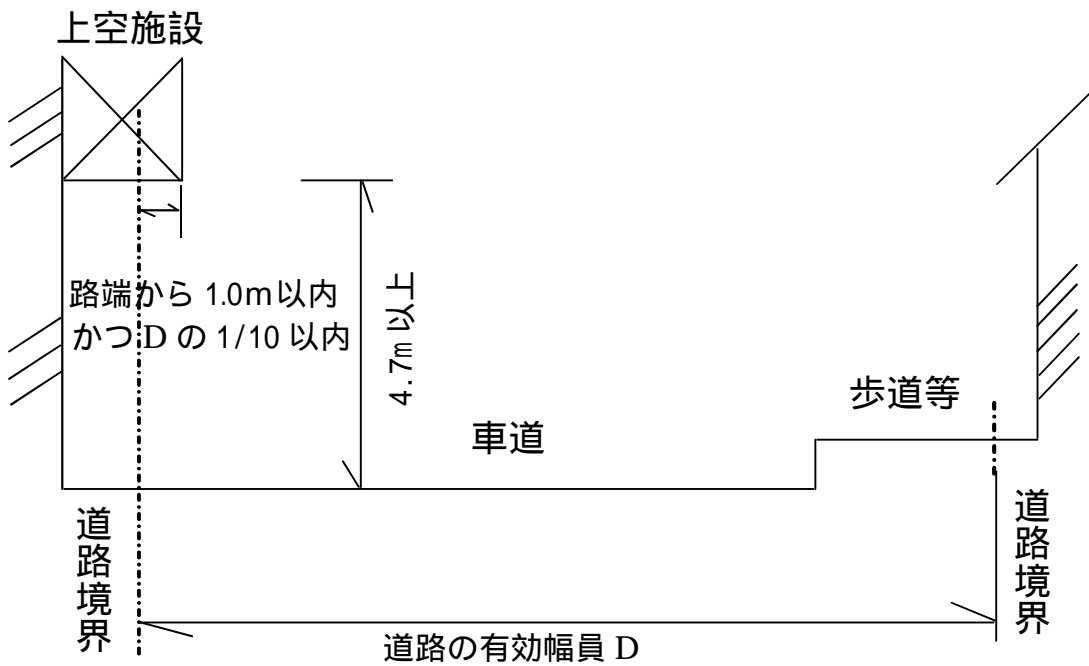


< 地面に接しないで設ける場合 >

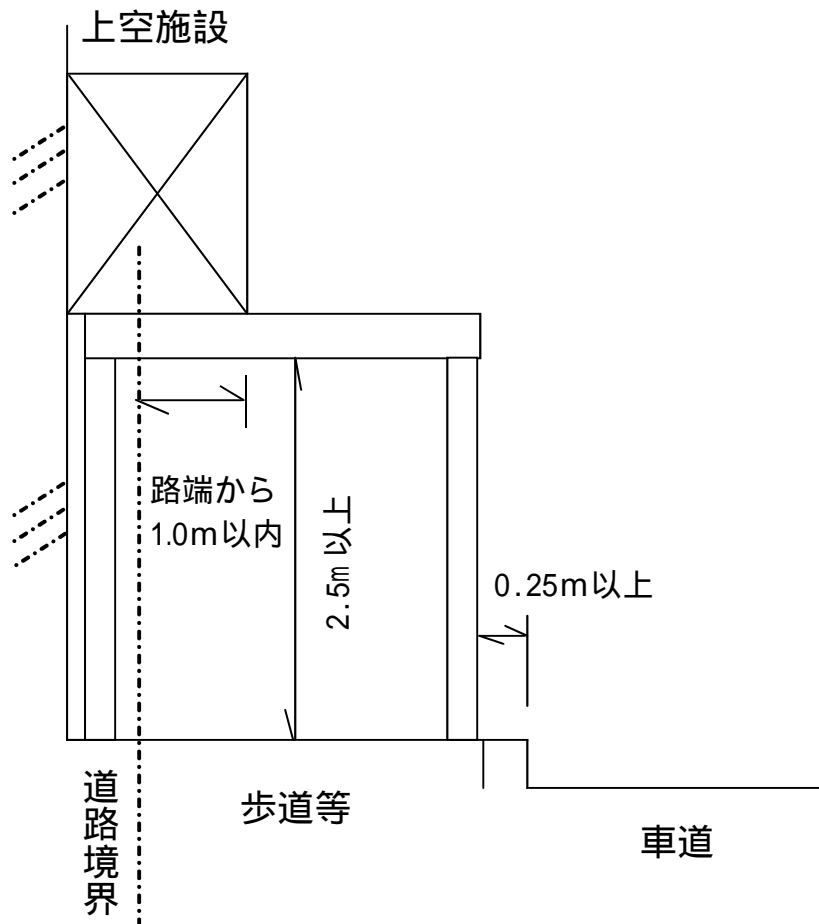
歩道等側



車道側



< 支柱を建柱して設ける場合 >



令第4号物件
詰所

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項の全てに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 歩行者及び通行者の安全が確保できるもの。
- 2 一時的なもので、必要最小限の大きさのものであること。
- 3 施設本体が地面に接して設置されるものでないこと。ただし、公共事業及び公益事業のための工事に伴って道路監督員、交通監視員等が待機する詰所についてはこの限りでない。

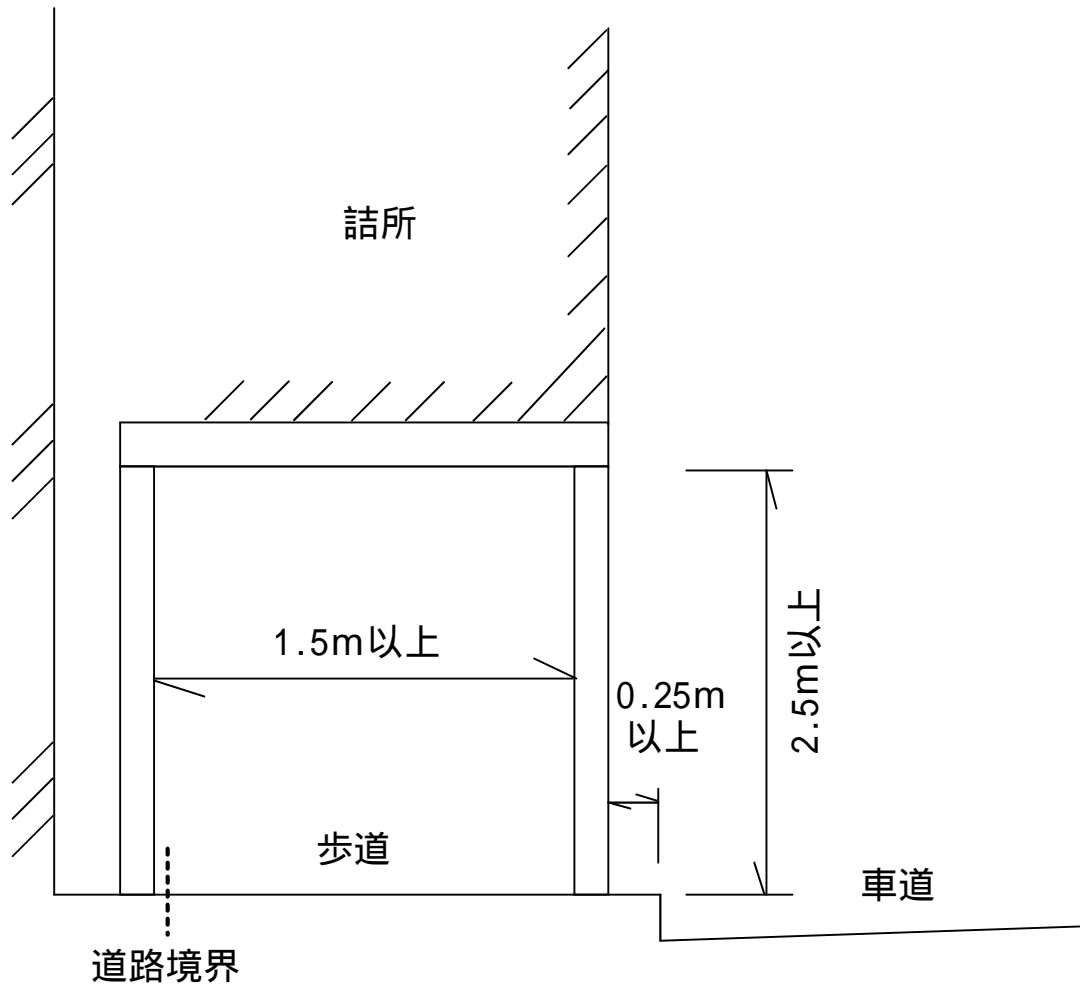
(位置)

- 1 施設本体を地面に接して設ける場合は、道路余地又は法敷に限る。
- 2 施設本体を地面に接しないで設ける場合は次のとおりとする。
 - (1) 車道上空は認めない。
 - (2) 施設本体の最下部と路面との距離は、2.5メートル以上とし、施設及び支柱は歩道等境界から0.25メートル歩道寄りへ離れた位置とする。
 - (3) 歩道等に支柱を設置する場合の歩道等の有効幅員は1.5メートル以上確保するものとする。
 - (4) 民地側に設置する支柱は原則として道路区域外に設置すること。
- 3 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は認めない。
- 4 信号機や道路標識等が認識できなくなるような設置方法は認めない。
- 5 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(構造)

- 1 施設本体を地面に接しないで設ける場合、施設の床は水漏れを生じない構造とし、施設から直接道路に落下しない措置をとらなければならない。
- 2 相当強度の風雨、地震等に耐える強固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- 3 必要に応じて適当な照明施設を設けるものとする。

(図) 詰所



令第5号物件
工所用材料置場

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項のすべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 歩行者及び通行者の安全が確保できるもの。
- 2 一時的なもので、必ず撤去される見込みのあるもの。
- 3 占用面積が必要最小限にするもの。

(位置)

- 1 占用場所は道路余地又は法敷に限る。
- 2 消火栓、マンホール等の使用に支障のある場所は認めない。
- 3 必要に応じ適当な照明施設を設けなければならない。
- 4 道路法施行令第10条第1号及び第3号から第5号までの規定に適合すること。

(その他)

材料置場の危険防止のため外枠等崩壊防止対策を講じ安全対策に充分留意するものとする。

令第6号物件
仮設建築物

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ない場合で、土木部長との協議が整ったものについては、この限りでない。

- 1 都市計画決定された防火地域内において、既存建築物を除去して建築物の耐火構造化を図るために、仮設店舗等を設置する必要がある場合並びに準防火地域内において防火地域内に定められた建築物を設置する場合に限り認めることができる。
- 2 必ず撤去される場合で、占用の期間は、耐火構造物の工事期間中とする。
- 3 仮設店舗等による道路の占用は、同一時期に、かつ集団的に行われること。
- 4 仮設店舗等の占用期間が長期間にわたるもの、広汎な地域にわたるものその他占用の態様が相当規模にわたるものは、国土交通省と事前協議を必要とするので、道路維持課長と調整すること。

(位置)

- 1 道路の一側に設ける場合には12.0メートル以上、道路の両側に設ける場合には24.0メートル以上の幅員がある道路でなければならない。
- 2 道路余地、法敷、側溝及び歩道等の上に設けることができる。ただし、歩道等の上に設ける場合には、その一方の側を通行できる場所でなければならない。
- 3 当該道路の構造又は周辺の状況上やむを得ないと認められる場合で、交通に著しい支障を及ぼさないときに限り車道の歩道寄り及び交差点等に設けることができる。
- 4 同施設等を設けることによって、通行できなくなる路面部分の幅員は道路の一側につき4.0メートル以下とする。
- 5 仮設店舗等の規模は、必要最小限度とするものとし、その幅(奥行き)は4.0メートル以内、長さ(間口)は既存建築物の間口の長さ以内とする。
- 6 出入口は歩道上に設けることとする。
- 7 仮設店舗等の構造は、連続建とし、散在して設けてはならない。
- 8 仮設店舗等の周辺に物件を放置し、又は道路上を汚損する等道路交通に支障を及ぼし、又は道路の美観を害することのないものとする。
- 9 その他、道路法施行令第10条第1号八及び第2号から第5号までの規定を準用する。

(参考通達)

- 1 昭和32年7月9日道発第190号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)

令第7号物件
一時収容施設

(方針)

原則として認めない。ただし、真にやむを得ず、次の各項のいずれかに該当する場合で土木部長との協議が整ったものについてはこの限りでない。

- 1 都市再開発法による市街地再開発事業施工区域内の建築物に居住する者で、同事業によって建築される建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設である場合。
- 2 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業施工区域内の建築物に居住する者で、同事業施工後に同区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設である場合。

(位置)

令第6号物件の基準による。

(参考通達)

- 1 昭和32年7月9日道発第190号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)

令第8号物件

高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける食事施設、購買施設等

(定義)

食事施設、購買施設その他これらに類する施設（以下「食事施設等」という。）は、道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であつて、ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお、「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから、食事施設等は机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェ（食事施設）としての機能を果たすものであつても差し支えない。

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項すべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 食事施設等の占用が、地域の活性化や都市におけるにぎわいの創出等の観点から地方公共団体及び地域住民・団体等が一体となって取り組むもの、又はこれに準ずるものであること。ただし、地下鉄等の公共交通機関が道路区域内に設ける施設内の内部又は特定連結路附属地に設けられるもの（以下「二次占用等施設」という。）については、この限りでない。
- 2 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- 3 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであつて、特定の者のみを対象としたものではないこと。

ただし、防災拠点自動車駐車場の災害応急対策施設等として設ける場合には、「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」（令和3年9月24日国道利第27号、国道評第34号、国道環第59号、国道高第154号）によることとし、本基準の規定は、当該通達に定めのないものについて、当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

(占用主体)

食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、二次占用等施設については、この限りでない。

- 1 地方公共団体
- 2 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- 3 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。）

(位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
- 2 歩道等に設置する場合には、原則として3.5メートル以上（交通量が少ない場所においては2.0メートル以上）の歩行空間を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合に

については、この限りでない。

- 3 食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、その最下部と路面との距離は4.5メートル以上（歩道上においては2.5メートル以上）とすること。（道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ロによる。）
- 4 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。（道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ハによる。）
- 5 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。

（構造）

- 1 道路の交通に及ぼす支障を出来る限り少なくするため、必要最小限度の規模とすること（特定連絡路附属地に設けるものを除く。）
- 2 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 3 次に掲げる事項に該当する食事施設等の占用は、許可しないものとする。
 - （1）易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって、道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）
 - （2）悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
 - （3）信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの
- 4 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
- 5 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を提示し又は塗装しないこと（店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く。）
- 6 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

（許可条件）

食事施設等の占用の許可に際しては、一般的な条件のほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。
- 2 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

（その他）

- 1 公序良俗に反し、社会通念上不相当であると認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- 2 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占用許可を受けた区域外に当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなさ

れるものであること。

- 3 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占用許可申請書に付されていること。
- 4 次のいずれにも該当する場合には、上記（方針）1及び（占用主体）及び前項の規定は適用しない。
 - （1）都市再生特措法第62条第2項に規定する特例道路占用区域内に設けられるものであること。
 - （2）食事施設等において提供されるサービスが都市再生整備計画に記載された方針に合致したものであること。
 - （3）食事施設等の設置及び占用許可申請書に記載された占用主体による都市再生特措法第46条第10項の措置があいまって、道路交通環境が相当程度向上することが想定されること。

（参考通達）

- 1 平成23年10月20日国道利第21号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」（最近改正 平成28年9月1日国道利第9号）
- 2 平成23年10月20日国道利第23号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う道路占用許可の取扱いについて」（最近改正 平成28年9月1日国道利第9号）
- 3 平成23年10月20日国都まち第48号・国都計第66号・国道政第57号・国住街第147号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）」
- 4 平成28年3月31日事務連絡「『道を活用した地域活動の円滑化のためのガイドライン改定版』について」
- 5 令和3年9月24日国道利第27号，国道評第34号，国道環第59号，国道高第154号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

令第8号物件

特定連絡路附属地に設ける食事施設、購買施設等

(定義)

食事施設、購買施設その他これらに類する施設（以下「食事施設等」という。）は、道路の通行又は利用において一般的に発生する需要に対応した物品の販売又はサービスの提供を行う施設であつて、ある程度の期間継続的に設置されるものをいう。なお、「施設」の概念は建築物に限られるものではないことから、食事施設等は机、椅子、調理器具等が一体となってオープンカフェ（食事施設）としての機能を果たすものであつても差し支えない。

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項すべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 特定連絡路附属地（高速自動車国道及び自動車専用道路の連絡路附属地）に設ける食事施設等であること。
- 2 食事施設等において販売される物品又は提供されるサービスが道路の通行又は利用において一般的に派生する需要に対応したものであること。
- 3 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであつて、特定の者のみを対象としたものではないこと。

ただし、防災拠点自動車駐車場の災害応急対策施設等として設ける場合には、「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」（令和3年9月24日国道利第27号、国道評第34号、国道環第59号、国道高第154号）によることとし、本基準の規定は、当該通達に定めのないものについて、当該通達の趣旨に反しない限り適用することとする。

(占用主体)

食事施設等の占用主体は、次のいずれかに該当するものとする。

- 1 地方公共団体
- 2 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- 3 食事施設等の占用につき地方公共団体から支援を受けている者（地方公共団体の作成した、支援理由及び支援内容並びに当該食事施設等の占用の許可に関する意見を記載した書面を占用許可申請書に付している場合に限る。）

(位置)

- 1 地面に接する部分が車道以外の道路の部分にあること。
- 2 歩道等に設置する場合には、原則として3.5メートル以上（交通量が少ない場所においては2.0メートル以上）の歩行空間を確保すること。ただし、曜日若しくは時間を限って実施する場合又は交通規制を伴う場合で、歩行者の円滑な通行が確保される場合については、この限りでない。
- 3 食事施設等がひさし、日よけ等を道路の上空に設ける場合には、その最下部と路面との距離は4.5メートル以上（歩道上においては2.5メートル以上）とすること。（道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ロによる。）

- 4 道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、道路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないこと。(道路法施行令第11条の6第2項で準用する同令第10条第1号ハによる。)
- 5 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。

(構造)

- 1 倒壊、落下、はく離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 次に掲げる事項に該当する食事施設等の占有は、許可しないものとする。
 - (1) 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するのためのもの(社会通念上妥当と判断される物件であって、道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。)
 - (2) 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
 - (3) 信号機、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせるもの
- 3 車両の運転者の視野を妨げないものであること。
- 4 食事施設等の壁面、上屋等に広告物を提示し又は塗装しないこと(店舗名の表示その他必要最小限の情報伝達のためのものであって施設の一部として許可を受けているものを除く。)
- 5 食事施設等の意匠、構造及び色彩は周辺の環境と調和するものであること。

(許可条件)

食事施設等の占有の許可に際しては、一般的な条件のほか、必要に応じて次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 食事施設等の従業員は当該施設内で活動することを原則とし、施設外での客引き、宣伝活動等を行わないこと。
- 2 食事施設等の設置により多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

(その他)

- 1 公序良俗に反し、社会通念上不相当であると認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。
- 2 夜間や強風時には屋内に収納されるなど、いたずらや強風により占有許可を受けた区域外に当該施設を構成する物件、商品等が散乱することのないよう、適切な管理がなされるものであること。
- 3 食事施設等の設置により近隣の住居、店舗等に影響を与えるおそれがあることから、これらの施設の居住者、所有者、経営者等からの設置に係る同意書が占有許可申請書に付されていること。

(参考通達)

- 1 平成 23 年 10 月 20 日国道利第 21 号「都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行等に伴う道路法施行令の改正について」(最近改正 平成 28 年 9 月 1 日国道利第 9 号)
- 2 令和 3 年 9 月 24 日国道利第 27 号, 国道評第 34 号, 国道環第 59 号, 国道高第 154 号「災害応急対策施設等の道路占用の取扱いについて」

令第9号物件

トンネルの上に設ける施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(占有者)

- 1 国，地方公共団体及び公益的事業者が管理する場合
- 2 トンネル上の土地の所有者等が設置する場合

(留意点)

- 1 トンネルの上に道路がある場合において，当該道路に係る占有の場所に関する規定の適用を妨げるものではない。

(位置)

- 1 トンネルの構造の保全に支障のない場所であること。
- 2 トンネルの換気又は採光に支障のない場所であること。
- 3 トンネルの地下に設ける場合においては，次の全てに適合する場所であること。
 - (1) 占有物件の種類又は道路の構造からみて，路面をしばしば掘削し，又は他の占有物件と錯そうするおそれのない場所であること。
 - (2) 保安上又は工事实施上の支障のない限り，他の占有物件に接近していること。
 - (3) 道路の構造又は地上にある占有物件に支障のない限り，当該物件の頂部が地面に接近していること。

(参考通達)

- 1 昭和33年11月28日付け建設省道発第497号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)
- 2 昭和37年9月4日付け建設省道発第377号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成25年4月1日国道利第18号)

令第9号物件
高架道路の路面下における施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

(許可基準)

- 1 高架道路の路面下(以下「高架下」という。)の占用は、道路管理上及び土地利用上の観点から十分検討し、他に余地がないため必要やむを得ない場合でなければ、認めないものとする。ただし、下記の関係通知4に該当する場合で、土木部長との協議が整ったものについては、この限りでない。
- 2 高架下の占用は、地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者に限り認めることができる。
具体には、次に掲げる点検等を的確に行うことができる者であることとする。
 - (1) 橋脚、床版、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の点検
 - (2) 高架の道路からの落下物の有無の点検
 - (3) 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の点検
 - (4) 路面及び側溝における清掃、除草等の維持管理
 - (5) その他当該道路の管理上必要と認められる事項
- 3 次のいずれかに該当する高架下の占用は認めないものとする。
 - (1) 都市分断の防止又は空地確保を図るため高架道路とした場合の当該高架下の占用(公共の用に供する広場、公園、運動場であって都市の分断の防止又は空地確保に資するものを除く。)
 - (2) 一部車線が高架となって立体交差した場合における当該高架下又は高架の道路の出入口付近の占用など、周囲の道路の交通に著しい支障が生ずる占用

(占用物件)

- 1 高架下の占用物件は次に掲げるものとする。
 - (1) 駐車場、自転車等駐車器具、公園緑地等都市内の交通事情、土地利用等から必要と認められるもの
 - (2) 警察、消防、水防等のための公共的施設
 - (3) 事務所、倉庫、店舗その他これらに類するもの。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 易燃性若しくは爆発性物件、その他危険と認められるものを搬入し、若しくは貯蔵し、又は使用するためのもの
 - イ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの
 - ウ 公序良俗に反し、社会通念上不適當であるもの(風俗営業施設その他これらに類するもの)
 - エ 住宅(併用住宅を含む)
- 2 前項第1号に該当するものを地方公共団体又は道路管理者と同等の管理能力を有すると認められる者以外が占用するとき及び前項第3号に該当するものを占用するとき

は、土木部長と事前に協議すること。

(位置)

- 1 高架の道路の構造の保全に支障のない場所であること。
- 2 高架下の地下を占有する場合は、次の全てに適合すること。
 - (1) 占有物件の種類又は道路の構造からみて、路面をしばしば掘削し、又は他の占有物件と錯そうするおそれのない場所であること。
 - (2) 保安上又は工事実施上の支障のない限り、他の占有物件に接近していること。
 - (3) 道路の構造又は地上にある占有物件に支障のない限り、当該物件の頂部が地面に接していること。
- 3 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第9号物件の基準による。

(構造)

- 1 高架下の橋脚の外側（橋脚の外側が高架道路の外側から各側 1.5メートル以上下がっているときは、当該 1.5メートル下がった線）を超えてはならないこと。
- 2 占有物件が事務所、店舗等であって、その出入口が高架道路と平行する車道幅員 5.5メートル以上の道路に接する場合には、歩道（有効幅員 2.0メートル以上とする。）を設けること。
- 3 緊急の場合に備え、市街地にあっては最低約 30メートルごと、その他の地域にあっては約 50メートルごとに横断場所を確保しておくこと。
- 4 占有物件の構造は、耐火構造その他火災により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないと認められる構造とすること。
- 5 天井は、必要強度のものとし、必要な消火施設を設置すること。この場合においては、あらかじめ消防当局と十分打ち合わせておくこと。
- 6 天井は、原則として高架の道路の桁下から 1.5メートル以上空けること。
- 7 壁体は、原則として、高架の道路の構造を直接利用しないものであるとともに、橋脚から 1.5メートル以上空けること。
- 8 占有物件を利用する車両等の衝突により、高架の道路の橋脚等に損傷が発生する恐れがある場合には適切な場所に防護柵等を設置すること。
- 9 高架の道路からの物件の落下等高架下の占有に危険を生ずるおそれのある場合においては、占有主体において安全確保のため必要な措置を講ずること。
- 10 高架下から車道等への飛び出し事故を防止するための安全策が十分に講じられていること。
- 11 占有物件の意匠等は、都市美観に十分配慮すること。
- 12 自転車等駐車器具を設置する場合は、令第9号物件の基準による。
- 13 広告の添加、塗布は認めない。ただし、地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の添架及び塗布であって、道路維持課長と事前協議を行い認めるものについては、この限りでない。

(その他)

- 1 占有期間は、占有の目的、占有の形態等を考慮して適正に定めるものとする。

- 2 占有区域内及びその近傍における橋脚等の道路構造物の点検等に責任をもってあたるよう、占有者に対して指導すること。

(参考通達)

- 1 昭和 33 年 11 月 28 日建設省道発第 497 号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 2 昭和 37 年 9 月 4 日建設省道発第 377 号「道路法施行令の一部を改正する政令の施行について」(最近改正 平成 25 年 4 月 1 日国道利第 18 号)
- 3 昭和 58 年 2 月 5 日建設省道政発第 12 号「高架道路の路面下占有許可及び石油圧送施設の占有許可に係る事前協議について」(最近改正 平成 17 年 9 月 9 日国道利第 5 号)
- 4 平成 21 年 1 月 26 日国道利第 18 号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の有効活用の推進について」(最近改正 平成 27 年 3 月 27 日国道利第 19 号)
- 5 平成 21 年 1 月 26 日国道利第 20 号「高架の道路の路面下及び道路予定区域の道路占用の取扱いについて」

令第 10 号物件

道路の上空に設ける事務所，店舗，倉庫，住宅，自動車駐車場

(方針)

極力抑制すべきであるので，大規模修繕や施設撤去等を含めた維持管理能力を具備した者が占有する場合であって，次の各項のいずれかに該当し，真にやむを得ないと認められる場合に限り認めることができる。

- 1 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号に定める高度地区及び高度利用地区並びに同項第 4 号の 2 の都市再生特別地区内の自動車専用道路の上空に設ける場合
- 2 都市再生特別措置法第 36 条の 3 第 1 項に規定する特定都市道路の上空に設ける場合

(位置)

- 1 道路構造令第 12 条に定める建築限界に加え，当該道路の維持管理等のために必要となる空間が確保され，視通確保等，道路交通の安全が確保されるものであること。
- 2 日照，採光，通風，非常時の避難路，消防活動等の観点から，周辺地域の良好な市街地環境が確保されるものであること。
- 3 緊急輸送道路以外の道路であること。

(構造)

- 1 落下，倒壊，剥離，汚損，火災，荷重，漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないと認められるものであること。
- 2 易燃性若しくは爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入，貯蔵，使用するのためのものでないこと。
- 3 悪臭，騒音等を発する物件を保管又は設置するものでないこと。
- 4 施設等の側面又は屋上から，人や物の落下がないよう，防護柵の設置等の必要な措置を行うこと。

(その他)

- 1 特定都市道路の上空に設ける建築物にあつては，当該特定都市道路に係る都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し，かつ，都市再生特別措置法施行令第 7 条で定める基準に適合するものであつて，建築基準法第 2 条第 1 項第 35 号に規定する特定行政庁が安全上，防火上及び衛生上支障がないと認めるものであること。
- 2 施設等の外壁のうち，道路に面した部分には広告物，装飾物その他これらに類するものを添加し，又は広告の用をなす塗装をしないこと。

令第 11 号物件
応急仮設建築物

(方針)

国，地方公共団体又は日本赤十字社（以下「地方公共団体等」という。）が設置するもので，公益上やむを得ない場合に限り認めることができる。

(位置)

- 1 非常災害時における道路の通行機能，輸送機能等の妨げとならない場所で，かつ，災害復旧等の道路事業の妨げとならない場所であること。
- 2 建築基準法第 85 条第 1 項に規定する特定行政庁が指定する区域内に地方公共団体等が災害救助のために建築するものであること。
- 3 車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除いた部分であること。
- 4 道路予定区域内に占用する場合には，応急仮設建築物の占用期間内に道路事業に係る着手予定がない場所であること。

(その他)

- 1 被災地の状況に応じて迅速かつ柔軟に対応すること。
- 2 応急仮設建築物の占用に伴う電気，ガス，通信，上下水道等の占用についても迅速かつ柔軟に対応すること。
- 3 応急仮設建築物に居住する被災者の通行，車両の乗り入れ等が安全に行われるよう地方公共団体等と十分調整すること。

(参考通達)

- 1 平成 20 年 4 月 1 日付け国道利第 2 号「応急仮設住宅の道路占用について」

令第 12 号物件

自転車，原動機付自転車及び二輪自動車の車輪止め装置その他の器具

(方針)

極力抑制すべきであるので，次の各項の全てに該当する場合で，真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 国，地方公共団体，公益法人，公共交通事業者，商店会その他当該物件について十分な維持管理能力を有すると認められる者が設置する場合。
- 2 放置自転車等が問題となっている地域等において，これらが整序されることにより，歩行者等の安全で円滑な通行に資する等相当の公共的利便に寄与するものであること。
- 3 自転車等駐車器具は，逼迫する駐車場需要に対応するという公益性が大きいことから占用を認めるものであることから，一般公共の用に供するものであること。
- 4 高架の道路の路面下へ設置する場合には，この基準によるほか，令第 9 号物件の基準によること。

(位置)

- 1 車道以外の道路の部分に設けること（原動機付自転車等の車輪止め装置を含む場合には，車道に近接する部分に設けること）。
- 2 交通のふくそうする場所，他の占用物件の多い場所等道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるなど，当該道路及びその周辺の状況等からみて適当な場所に設けること。
- 3 歩行者等が通行することができる歩道等の幅員を確保すること。
- 4 横断歩道橋の下の歩道上に設ける場合など，道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き，交差点等に設けないこと。
- 5 道路の上空に設けられる部分の最下部と路面との距離を確保すること。
- 6 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には，当該ブロックとの間に十分な間隔を確保すること。
- 7 平成 18 年 11 月 15 日付け国道公安第 28 号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」及び「同解説」に準拠すること。

(構造)

- 1 自転車等駐車器具は固定式とし，十分な安全性及び耐久性を具備したものとすること。
- 2 構造及び色彩は周囲の環境と調和するものであり，信号機，道路標識等の効用を妨げないものとすること。
- 3 車輪止め装置（通称ラック）は，安全や視距を確保する視点から，平面式とすること。
- 4 歩行空間と自転車等の駐車空間を柵などを用いて明確に区分すること。
- 5 必要に応じ，反射材を取り付け又は照明器具を設けるなどにより歩行者等の衝突等を防止するための措置を講ずること。

- 6 自転車等が歩行者や自動車等と接触することがないように，必要な余裕幅を確保するなどの安全上の配慮を十分行うこと。
- 7 駐車可能な範囲及び駐車の方法を示すため，道路標識，区画線及び道路標示に関する命令に定められた道路標識，区画線及び道路標示を設ける必要があることから，管轄する警察署長と十分な協議を行うこと。
- 8 原動機付自転車等の駐車器具を設ける場合においては，柵等を設けることなどにより，原則として原動機付自転車等が車道側から進入する構造にすること。
- 9 上屋を設ける場合においては，当該上屋の構造等について，「ベンチ及び上屋の道路占用の取扱いについて」(平成6年6月30日付け建設省道政発第32号) 3に掲げる基準を準用するものとする。
- 10 平成18年11月15日付け国道公安第28号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」及び「同解説」に準拠すること。

(その他)

- 1 物件の設置に際し，建築基準法第6条，消防法第7条又は道路交通法第77条の許可等が必要な場合には，これらの関係機関と事前に協議等を行うこと。
- 2 許可に際しては，必要に応じて次に掲げる条件を付すこと。
 - (1) 自転車等が適正に駐車され，歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。
 - (2) 駐車器具の管理を適切に行うこと。
 - (3) 不特定多数の者の利用に供すること。
 - (4) 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。
 - (5) その利用について駐車料金を徴収する場合には，付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 3 令第7条第12号物件である車輪止め装置，柵，上屋，照明器具，案内板，自動精算機等を自転車等駐車器具として一括して許可をすることができること。
- 4 特定の利用者による自転車等の保管場所として，利用されることにならぬようにすること。
- 5 定期的に巡回する管理員を配置し，自転車等駐車器具付近に放置されている自転車の処理を行う等，占有者が責任を持ち管理を行うこと。
- 6 自転車等駐車器具付近には，占有者及び名称を表示すること。また，歩道橋階段下に設置する場合，占有者は，道路管理者による歩道橋の維持，修繕工事の際には閉鎖する旨利用者に周知すること。

(参考通達)

- 1 平成18年11月15日国道利第32号「道路法施行令の一部改正について」(最終改正平成25年4月1日国道利第18号)
- 2 平成18年11月15日国道交安第28号「路上自転車・自動二輪車等駐車場設置指針について」

令第 13 号物件

自動車専用道路に設ける休憩所，給油所及び自動車修理所

(方針)

原則として認めない。

(位置)

- 1 自動車専用道路の附属物として設けられた路側駐車場の区域内に限る。この場合において，当該路側駐車場は，本来の駐車需要に必要な面積のほか，当該占用を許可することにより派生する駐車需要に必要な面積が十分に確保されたものでなければならない。

(留意点)

- 1 占用主体は占用物件の適切な管理に加え，占用許可条件として附される道路管理に協力することなど種々の義務を的確に行うことができる者に限る。
- 2 占用の許可を行うにあたっては，事前に道路維持課に協議すること。

(参考通達)

- 1 平成 17 年 10 月 18 日国道利第 25 号「高速自動車国道又は自動車専用道路に連結する施設の許可の取扱いについて」(最終改正 平成 25 年 10 月 22 日国道利第 7 号)

令第 14 号物件**防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等****(定義)**

防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫等（以下「備蓄倉庫等」という。）とは、道路法第 48 条の 29 の 2 第 1 項の規定により国土交通大臣が指定した防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（非常用の電気又は熱の供給施設をいう。以下同じ。）その他これらに類する施設であって、災害応急対策（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策をいう。以下同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものとする。

(方針)

次の各項の全てに該当する場合に限り認めることができる。

- 1 土木部長と事前に協議が整っていること。
- 2 防災拠点自動車駐車場の構造、保全又は利用に支障を生ずることのないよう、備蓄倉庫等の設置及び管理により道路管理者による道路区域内の日常的な点検、清掃等が行いにくくなる場合に、占用区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者であること。

(位置)

- 1 備蓄倉庫等が地面に接する場合には、原則として、その部分が車路以外の部分であること。車路以外の部分であっても、交通の輻輳する場所、他の占用物件の多い場所等防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのある場所を避けるものとする。
- 2 地下に設ける場合においては、次のいずれにも適合する場所であること。
 - (1) 路面をしばしば掘削し、又は他の占用物件と錯そうするおそれのない場所であること。
 - (2) 道路の構造又は地上にある占用物件に支障のない限り、頂部が地面に接近していること。
- 3 原則として、防災拠点自動車駐車場の構造又は利用に著しい支障を及ぼすおそれのない場合を除き、車路又は歩行者用通路の交差し、接続し、又は屈曲する部分の地上に設けないものとする。
- 4 備蓄倉庫等を道路の上空に設ける場合には、路面から適切な離隔距離を確保させるものとする。
- 5 近傍に視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十分な離隔を確保すること。

(構造)

- 1 防災拠点自動車駐車場の利用に及ぼす影響を出来る限り少なくするため、必要最小限度の規模とすること。
- 2 備蓄倉庫等の意匠、構造及び色彩は、道路標識等の効用を妨げ、又は車両の運転に危

険若しくは妨害を生じさせないこと。

- 3 車両の運転者の視野を妨げないものであること。備蓄倉庫等の設置により新たに防災拠点自動車駐車場内に死角を生じさせないものとし、やむを得ず死角が生ずる場合には、死角から車路又は駐車ますへの飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものとする。
- 4 備蓄倉庫等の維持，更新等の作業に際して，防災拠点自動車駐車場の利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。
- 5 次に掲げる事項に該当する備蓄倉庫等の占有は，許可しないものとする。
 - (1) 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入，貯蔵又は使用するためのもの（災害応急対策のために必要な物件であって必要最小限度の量を搬入等する場合を除く。）
 - (2) 悪臭，騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

(許可条件)

備蓄倉庫等の占有の許可に際しては，一般的な条件のほか，次に掲げる条件を付するものとする。

- 1 備蓄倉庫等の倒壊等のないように定期的に点検等を実施するとともに，倒壊等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

(その他)

- 1 夜間や強風時には，いたずらや強風により，占有許可を受けた区域外に当該備蓄倉庫等を構成する物件，商品等が散乱したり，落下，倒壊等による事故が発生したりすることのないよう，適切な管理がなされるものであること。

(参考通達)

- 1 令和3年9月24日国道利第27号 国道評第34号 国道環第59号 国道高第154号「災害応急対策施設等の道路占有の取扱いについて」